

固定资产贷款管理办法

(2024年1月30日国家金融监督管理总局令2024年第1号公布 自2024年7月1日起施行)

第一章 总则

第一条 为规范银行业金融机构固定资产贷款业务经营行为，加强固定资产贷款审慎经营管理，促进固定资产贷款业务健康发展，依据《中华人民共和国银行业监督管理法》《中华人民共和国商业银行法》等法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称银行业金融机构（以下简称贷款人），是指在中华人民共和国境内设立的商业银行、农村合作银行、农村信用合作社等吸收公众存款的金融机构。

第三条 本办法所称固定资产贷款，是指贷款人向法人或非法人组织（按照国家有关规定不得办理银行贷款的主体除外）发放的，用于借款人固定资产投资的本外币贷款。

本办法所称固定资产投资，是指借款人在经营过程中对于固定资产的建设、购置、改造等行为。

第四条 本办法所称项目融资，是指符合以下特征的固定资产贷款：

（一）贷款用途通常是用于建造一个或一组大型生产装置、基础设施、房地产项目或其他项目，包括对在建或已建项目的再融资；

（二）借款人通常是为建设、经营该项目或为该项目融资而专门组建的企事业法人，包括主要从事该项目建设、经营或融资的既有企事业法人；

（三）还款资金来源主要依赖该项目产生的销售收入、补贴收入或其他收入，一般不具备其他还款来源。

第五条 贷款人开展固定资产贷款业务，应当

固定資産貸付管理弁法

(2024年1月30日に、国家金融監督管理総局令2024年第1号が公布され、2024年7月1日より施行)

第一章 総則

第一条 銀行業金融機関の固定資産貸付業務の経営行為を規範化し、固定資産貸付の慎重経営管理を強化し、固定資産貸付業務の健全な発展を促進するため、「中華人民共和国銀行業監督管理法」「中華人民共和国商業銀行法」などの法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう銀行業金融機関（以下、貸付人）とは、中華人民共和国域内で設立された商業銀行・農村合作銀行・農村信用合作社などの公衆の預金を受け入れる金融機関を指す。

第三条 本弁法でいう固定資産貸付とは、貸付人が法人あるいは非法人組織（国家の関連規定に基づき銀行貸付を行ってはならない主体は除く）に対して実行する、借入人の固定資産投資に用いる人民元・外貨貸付を指す。

本弁法でいう固定資産投資とは、借入人の経営過程における固定資産の建設・購入・改造などに関する行為を指す。

第四条 本弁法でいうプロジェクトファイナンスとは、以下の特徴に合致する固定資産貸付を指す：

（一）貸付の用途は、通常、一つあるいは一組の大型生産装置・インフラ・不動産プロジェクトあるいはその他プロジェクトの建造のためであり、これには建造中あるいは建造済みプロジェクトに対する再融資も含む；

（二）借入人は、通常、当該プロジェクトの建設・経営のため、あるいは当該プロジェクトファイナンスのために特別に組織された企業・事業法人であり、これには当該プロジェクトの建設・経営あるいは資金調達に主として従事する既存の企業・事業法人を含む；

（三）返済原資は、主として当該プロジェクトから生じる売上収入・補助金収入あるいはその他収入に基づき、一般的にはその他の返済原資はないものとする。

第五条 貸付人が固定資産貸付業務を行う場合、

<p>遵循依法合规、审慎经营、平等自愿、公平诚信的原则。</p> <p>第六条 贷款人应完善内部控制机制，实行贷款全流程管理，全面了解客户和项目信息，建立固定资产贷款风险管理制度和有效的岗位制衡机制，将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位，并建立各岗位的考核和问责机制。</p> <p>第七条 贷款人应将固定资产贷款纳入对借款人及借款人所在集团客户的统一授信管理，并根据风险管理实际需要，建立风险限额管理制度。</p> <p>第八条 贷款人应与借款人约定明确、合法的贷款用途，并按照约定检查、监督贷款的使用情况，防止贷款被挪用。</p> <p>第九条 固定资产贷款期限一般不超过十年。确需办理期限超过十年贷款的，应由贷款人总行负责审批，或根据实际情况审慎授权相应层级负责审批。</p> <p>第十条 固定资产贷款利率应当遵循利率市场化原则，由借贷双方在遵守国家有关规定的前提下协商确定。</p> <p>第十一条 国家金融监督管理总局及其派出机构依法对固定资产贷款业务实施监督管理。</p>	<p>法令遵守かつコンプライアンス準拠・慎重経営・平等自由意志・公平信義則の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第六条 貸付人は、内部統制メカニズムを完備し、貸付全フロー管理を実行し、顧客およびプロジェクトの情報を全面的に理解し、固定資産貸付リスク管理制度および有効な職務上の抑止－均衡メカニズムを構築し、貸付管理の各段階の責任を具体的な部門および職務に落とし込み、併せて各職務の審査および問責メカニズムを構築しなければならない。</p> <p>第七条 貸付人は、固定資産貸付を借入人および借入人が所属するグループ顧客に対する統一与信管理に組み入れ、併せてリスク管理の実際のニーズに基づきリスク限度額管理制度を構築しなければならない。</p> <p>第八条 貸付人は、借入人と明確・合法的な貸付用途を約定し、併せて約定に基づき貸付の使用状況を検査・監督し、貸付流用を防止しなければならない。</p> <p>第九条 固定資産貸付の期限は、一般的に 10 年を超過しないものとする。期限が 10 年を超過する貸付を行う必要が確かにある場合、貸付人の本店が審査批准の責を負い、あるいは実際の状況に応じて相応する階層に審査批准の責を慎重に授権する。</p> <p>第十条 固定資産貸付の利率は、金利市場化原則を遵守し、借入人・貸付人双方が国家関連規定の遵守を前提として協議のうえ確定しなければならない。</p> <p>第十一条 国家金融監督管理総局およびその派出機関は、法に基づき固定資産貸付業務に対して監督管理を実施する。</p>
<p style="text-align: center;">第二章 受理与调查</p> <p>第十二条 固定资产贷款申请应具备以下条件：</p> <p>（一）借款人依法经市场监督管理部门或主管部门核准登记；</p> <p>（二）借款人信用状况良好；</p> <p>（三）借款人为新设项目法人的，其控股股东应有良好的信用状况；</p> <p>（四）国家对拟投资项目有投资主体资格和经营资质要求的，符合其要求；</p>	<p style="text-align: center;">第二章 受理および調査</p> <p>第十二条 固定資産貸付の申請は、以下の条件を備えていなければならない：</p> <p>（一）借入人は、法に基づき市場監督管理部門あるいは主管部門から批准を受け登記している；</p> <p>（二）借入人の信用状況が良好である；</p> <p>（三）借入人が新設プロジェクトの法人の場合、その持分を支配する株主には良好な信用状況がある；</p> <p>（四）国家が投資予定のプロジェクトに対する投資主体資格および資質に要求がある場合、その要求に合</p>

<p>(五) 借款用途及还款来源明确、合法；</p> <p>(六) 项目符合国家的产业、土地、环保等相关政策，并按规定履行了固定资产投资项目的合法管理程序；</p> <p>(七) 符合国家有关投资项目资本金制度的规定；</p> <p>(八) 贷款人要求的其他条件。</p> <p>第十三条 贷款人应对借款人提供申请材料的方式和具体内容提出要求，并要求借款人恪守诚实守信原则，承诺所提供材料真实、完整、有效。</p> <p>第十四条 贷款人应落实具体的责任部门和岗位，履行尽职调查并形成书面报告。尽职调查的主要内容包括：</p> <p>(一) 借款人及项目发起人等相关关系人的情况，包括但不限于：股权关系、组织架构、公司治理、内部控制、生产经营、核心主业、资产结构、财务资金状况、融资情况及资信水平等；</p> <p>(二) 贷款项目的情况，包括但不限于：项目建设内容和可行性，按照有关规定需取得的审批、核准或备案等手续情况，项目资本金等建设资金的来源和可靠性，项目承建方资质水平，环境风险情况等；</p> <p>(三) 借款人的还款来源情况、重大经营计划、投融资计划及未来预期现金流状况；</p> <p>(四) 涉及担保的，包括但不限于担保人的担保能力、抵（质）押物（权）的价值等；</p> <p>(五) 需要调查的其他内容。</p> <p>尽职调查人员应当确保尽职调查报告内容的真实性、完整性和有效性。</p> <p>第三章 风险评价与审批</p> <p>第十五条 贷款人应落实具体的责任部门和</p>	<p>致している；</p> <p>(五) 借入の用途および返済原資が明確・合法的である；</p> <p>(六) プロジェクトが国家の産業・土地・環境保護などの関連政策に合致しており、規定に基づき固定資産投資プロジェクトの合法的な管理手順を履行している；</p> <p>(七) 国家の投資プロジェクト資本金制度に関する規定に合致している；</p> <p>(八) 貸付人の要求するその他条件。</p> <p>第十三条 貸付人は、借入人の申請資料の提出方法および具体的な内容に対する要求をして、併せて誠実かつ約束遵守の原則を遵守し、提出資料が真実・完全・有効であることを承諾するよう借入人に要求しなければならない。</p> <p>第十四条 貸付人は、具体的な責任部門および職務を定め、デューデリジェンス調査を履行かつ書面報告を作成しなければならない。デューデリジェンス調査の主な内容は、以下を含む：</p> <p>(一) 借入人およびプロジェクトの発起人などの関係者の状況、以下を含むがこれに限らない：持分関係・組織構造・コーポレートガバナンス・内部統制・生産経営・中核主要業務・資産構成・財務状況・資金調達状況および信用水準など；</p> <p>(二) 貸付プロジェクトの状況、以下を含むがこれに限らない：プロジェクトの建設内容および実現可能性、関連規定に基づき取得が必要な審査批准・認可あるいは備案などの手続き状況、プロジェクト資本金などの建設資金の原資および信頼性、プロジェクト建設請負側の資質レベル、環境リスクの状況など；</p> <p>(三) 借入人の返済原資の状況、重大経営計画、投融资計画および将来キャッシュフロー予測の状況；</p> <p>(四) 担保に関わる場合、担保人の担保能力・抵当（質権）設定物の価値などを含むがこれに限らない；</p> <p>(五) 調査が必要なその他の内容。</p> <p>デューデリジェンス調査員は、デューデリジェンス調査報告の内容の真実性・完全性および有効性を保証しなければならない。</p> <p>第三章 リスク評価および審査批准</p> <p>第十五条 貸付人は、具体的な責任部門および職</p>
---	--

岗位，对固定资产贷款进行全面的风险评价，并形成风险评价报告。

第十六条 贷款人应建立完善的固定资产贷款风险评价制度，设置定量或定性的指标和标准，以偿债能力分析为核心，从借款人、项目发起人、项目合规性、项目技术和财务可行性、项目产品市场、项目融资方案、还款来源可靠性、担保、保险等角度进行贷款风险评价，并充分考虑政策变化、市场波动等不确定因素对项目的影响，审慎预测项目的未来收益和现金流。

贷款人经评价认为固定资产贷款风险可控，办理信用贷款的，应当在风险评价报告中充分论证。

第十七条 贷款人应按照审贷分离、分级审批的原则，规范固定资产贷款审批流程，明确贷款审批权限，确保审批人员按照授权独立审批贷款。

第十八条 贷款人为股东等关联方办理固定资产贷款的，应严格执行关联交易管理的相关监管规定，发放贷款条件不得优于一般借款人，并在风险评价报告中说明。

第四章 合同签订

第十九条 贷款人应与借款人及其他相关当事人签订书面借款合同等相关协议，需担保的应同时签订担保合同或条款。合同中应详细规定各方当事人的权利、义务及违约责任，避免对重要事项未约定、约定不明或约定无效。

第二十条 贷款人应在合同中与借款人约定具体的贷款金额、期限、利率、用途、支付、还贷保障及风险处置等要素和有关细节。

務を定めたくえで、固定資産貸付について全面的なリスク評価を行い、併せてリスク評価報告を作成しなければならない。

第十六条 貸付人は、完備された固定資産貸付リスク評価制度を構築し、定量あるいは定性の指標および基準を設定し、債務返済能力の分析を中核とし、借入人・プロジェクトの発起人・プロジェクトのコンプライアンス性・プロジェクトの技術および財務の実現可能性・プロジェクトの商品市場・プロジェクトの融資プラン・返済原資の信頼性・担保・保険などの観点から貸付リスク評価を行わなければならない。かつ政策変更・市場変動などの不確定要素が及ぼすプロジェクトへの影響を十分に考慮して、プロジェクトの将来の収益およびキャッシュフローを慎重に予測しなければならない。

貸付人が評価を経て固定資産貸付がリスクコントロール可能であると判断し、信用貸付を行う場合、リスク評価報告において十分な論証を行わなければならない。

第十七条 貸付人は、審査と貸付の分離・級別審査批准の原則に基づき、固定資産貸付の審査批准プロセスを規範化し、貸付の審査批准権限を明確化し、審査批准者の授権に基づく独立した貸付審査批准を保証しなければならない。

第十八条 貸付人が株主などの関係者のために固定資産貸付を行う場合、関連取引管理の関連監督管理規定を厳格に執行しなければならない。貸付の実行条件は一般の借入人より優れてはならず、かつリスク評価報告において説明をしなければならない。

第四章 契約締結

第十九条 貸付人は、借入人およびその他の関連当事者と書面の借入契約などの関連協議を締結しなければならない。担保が必要な場合は、担保契約あるいは条項を同時に締結しなければならない。契約書には、各当事者の権利・義務および違約責任を詳細に規定し、重要事項の未約定・約定不明あるいは約定無効を回避しなければならない。

第二十条 貸付人は、契約書において借入人と具体的な貸付金額・期限・利率・用途・支払・返済保障およびリスク処理などの要素および関連する細部を約定

<p>第二十一条 贷款人应在合同中与借款人约定提款条件以及贷款资金支付接受贷款人管理和控制等与贷款使用相关的条款，提款条件应包括与贷款同比例的资本金已足额到位、项目实际进度与已投资额相匹配等要求。</p> <p>第二十二条 贷款人应在合同中与借款人约定对借款人相关账户实施监控，必要时可约定专门的贷款发放账户和还款账户。</p> <p>第二十三条 贷款人应要求借款人在合同中与贷款相关的重要内容作出承诺，承诺内容包括但不限于：</p> <p>(一) 贷款项目及其借款事项符合法律法规的要求；</p> <p>(二) 及时向贷款人提供完整、真实、有效的材料；</p> <p>(三) 配合贷款人进行贷款支付管理、贷后管理及相关检查；</p> <p>(四) 进行合并、分立、股权转让，以及进行可能影响其偿债能力的对外投资、对外提供担保、实质性增加债务融资等重大事项前征得贷款人同意；</p> <p>(五) 发生其他影响其偿债能力的重大不利事项及时通知贷款人。</p> <p>第二十四条 贷款人应与借款人在合同中约定，借款人出现以下情形之一时，借款人应承担的违约责任，以及贷款人可采取的提前收回贷款、调整贷款支付方式、调整贷款利率、收取罚息、压缩授信额度、停止或中止贷款发放等措施，并追究相应法律责任：</p> <p>(一) 未按约定用途使用贷款的；</p> <p>(二) 未按约定方式支用贷款资金的；</p> <p>(三) 未遵守承诺事项的；</p> <p>(四) 申贷文件信息失真的；</p> <p>(五) 突破约定的财务指标约束等情形的；</p> <p>(六) 违反借款合同约定的其他情形的。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>第二十一条 貸付人は、契約書において借入人と引出条件および貸付資金支払に対して貸付人から管理およびコントロールを受けるなどの貸付の使用に関わる条項を約定しなければならず、引出条件には、貸付と同比率の資本金の全額払込み・プロジェクトの実際の進捗と投資済の金額との整合性などの要求を含めなければならない。</p> <p>第二十二条 貸付人は、契約書において借入人と借入人の関連口座に対する監督コントロールの実施を約定しなければならず、必要な場合には、専用の貸付実行口座および返済口座を約定することができる。</p> <p>第二十三条 貸付人は、契約書において貸付に関わる重要内容を承諾するよう借入人に要求しなければならず、承諾内容は以下を含むがこれに限らない：</p> <p>(一) 貸付プロジェクトおよびその借入事項が法律・法規の要求に合致している；</p> <p>(二) 貸付人に遅滞なく完全・真実・有効な資料を提出する；</p> <p>(三) 貸付人が行う貸付支払管理・事後管理および関連検査に協力する；</p> <p>(四) 合併・分割・持分譲渡および債務返済能力に影響を及ぼす可能性のある对外投资・外部への担保提供・実質的な債務増加の資金調達などの重大事項は実行前に貸付人の同意を取得する；</p> <p>(五) その他債務返済能力に影響を及ぼす重大で不利益な事項が発生した場合、遅滞なく貸付人に通知する。</p> <p>第二十四条 貸付人は、契約書において、借入人以下の状況のいずれかが生じた場合、借入人が負うべき違約責任、および貸付人が採用可能な貸付の事前回収・貸付支払方式の調整・貸付利率の調整・罰則金の徴収・与信限度額の引き下げ・貸付実行の停止あるいは中止などの措置を借入人と約定し、かつ関連する法的責任を追及しなければならない：</p> <p>(一) 約定の用途に基づき貸付を使用しなかった；</p> <p>(二) 約定の方式に基づき貸付資金を使用しなかった；</p> <p>(三) 承諾事項を遵守しなかった；</p> <p>(四) 貸付申請文書の情報に食い違いがある；</p> <p>(五) 約定の財務指標・制限を破ったなどの状況が生じた；</p> <p>(六) 借入契約の約定を違反するその他の状況。</p>
--	---

第二十五条 贷款人应在合同中与借款人约定明确的还款安排。贷款人应根据固定资产贷款还款来源情况和项目建设运营周期等因素，合理确定贷款期限和还款方式。

贷款期限超过一年的，应实行本金分期偿还。贷款人应当根据风险管理要求，并结合借款人经营情况、还款来源情况等，审慎与借款人约定每期还本金额。还本频率原则上不低于每年两次。经贷款人评估认为确需降低还本频率的，还本频率最长可放宽至每年一次。还款资金来源主要依赖项目经营产生的收入还款的，首次还本日期应不晚于项目达到预定可使用状态满一年。

第五章 发放与支付

第二十六条 贷款人应设立独立的责任部门或岗位，负责贷款发放和支付审核。

第二十七条 贷款人在发放贷款前应确认借款人满足合同约定的提款条件，并按照合同约定的方式对贷款资金的支付实施管理与控制。贷款人应健全贷款资金支付管控体系，加强金融科技应用，有效监督贷款资金按约定用途使用。

第二十八条 合同约定专门贷款发放账户的，贷款发放和支付应通过该账户办理。

第二十九条 贷款人应通过贷款人受托支付或借款人自主支付的方式对贷款资金的支付进行管理与控制。

贷款人受托支付是指贷款人根据借款人的提款申请和支付委托，将贷款资金支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。

第二十五条 貸付人は、契約書において借入人と明確な返済計画を約定しなければならない。貸付人は、固定資産貸付の返済原資の状況およびプロジェクトの建設・運営サイクルなどの要素に基づき、貸付期限および返済方式を合理的に確定しなければならない。

貸付期限が一年を超過する場合、元本の分割返済を実行しなければならない。貸付人は、リスク管理の要求に基づき、かつ借入人の経営状況や返済原資状況などを踏まえ、毎期の返済額を慎重に借入人と約定しなければならない。返済頻度は、原則、毎年二回を下回らないものとする。貸付人の評価を経て返済頻度を減少する必要があると判断した場合、返済頻度を最長一年に一回とすることができる。返済資金の原資が主としてプロジェクトの経営から生じる収入に頼っている場合、初回の元本返済日は、プロジェクトが使用可能な見込みの状態となってから満一年を過ぎてはならない。

第五章 実行および支払

第二十六条 貸付人は、独立した責任部門あるいは職務を設置し、貸付の実行および支払審査の責を負わなければならない。

第二十七条 貸付人は、貸付の実行前に借入人が契約書で約定した引出条件を満たしていることを確認し、併せて契約書で約定した方式に基づき貸付資金の支払に対して管理およびコントロールを実施しなければならない。貸付人は、貸付資金支払管理コントロール体系を整備し、フィンテックの応用を強化し、貸付資金の約定の用途に基づく使用を有効に監督しなければならない。

第二十八条 契約書において専用の貸付実行口座を約定した場合、貸付の実行および支払は当該口座を通じて行わなければならない。

第二十九条 貸付人は、貸付人受託支払あるいは借入人自主支払の方式を通じて貸付資金の支払に対して管理およびコントロールを行わなければならない。

貸付人受託支払とは、貸付人が借入人の引出申請および支払委託に基づき、貸付資金を契約書で約定した用途に合致する借入人の取引対象に支払うことを指す。

<p>借款人自主支付是指贷款人根据借款人的提款申请将贷款资金发放至借款人账户后，由借款人自主支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。</p> <p>第三十条 向借款人某一交易对象单笔支付金额超过一千元人民币的，应采用贷款人受托支付方式。</p> <p>第三十一条 采用贷款人受托支付的，贷款人应在贷款资金发放前审核借款人相关交易资料是否符合合同约定条件。贷款人审核同意后，将贷款资金通过借款人账户支付给借款人交易对象，并应做好有关细节的认定记录。贷款人在必要时可以要求借款人、独立中介机构和承包商等共同检查固定资产建设进度，并根据出具的、符合合同约定条件的共同签证单，进行贷款支付。</p> <p>贷款人原则上应在贷款发放五个工作日内将贷款资金通过借款人账户支付给借款人交易对象。因借款人方面原因无法完成受托支付的，贷款人在与借款人协商一致的情况下，最迟应于十个工作日内完成对外支付。因不可抗力无法完成受托支付的，贷款人应与借款人协商确定合理的支付时限。</p> <p>对于贷款资金使用记录良好的借款人，在合同约定的贷款用途范围内，出现合理的紧急用款需求，贷款人经评估认为风险可控的，可适当简化借款人需提供的受托支付事前证明材料和流程。贷款人应于放款后及时完成事后审核，并加强资金用途管理。</p> <p>第三十二条 采用借款人自主支付的，贷款人应要求借款人定期汇总报告贷款资金支付情况，并通过账户分析、凭证查验、现场调查等方式核查贷款支付是否符合约定用途，以及是否存在以化整为零方式规避受托支付的情形。</p>	<p>借入人自主支払とは、貸付人が借入人の引出申請に基づき貸付資金を借入人の口座に交付した後、借入人が契約書で約定した用途に合致する借入人の取引対象に自主的に支払うことを指す。</p> <p>第三十条 借入人の取引対象に対する支払金額が一件当たり 1,000 万人民币元を超過する場合、貸付人受託支払方式を採らなければならない。</p> <p>第三十一条 貸付人受託支払を採る場合、貸付人は、貸付資金の交付前に借入人の関連取引資料が契約書の約定条件に合致するか否かを審査しなければならない。貸付人の審査・同意後、貸付資金を借入人の口座を通じて借入人の取引対象に支払い、併せて関連する細部の認定記録を適切に行わなければならない。貸付人は、必要な場合、借入人・独立仲介機構および請負業者などに固定資産建設の進捗を共同で検査するよう要求し、発行された契約書の約定条件に合致する共同査証書に基づき、貸付の支払を行うことができる。</p> <p>貸付人は、原則、貸付実行から 5 営業日以内に貸付資金を借入人の口座を通じて借入人の取引対象に支払わなければならない。借入人側の原因で受託支払を完了することができない場合、貸付人が借入人と合意に達した状況においても、最長 10 営業日以内に對外支払を完了させなければならない。不可抗力により受託支払を完了することができない場合、貸付人は借入人と協議のうえ合理的な支払い期限を確定しなければならない。</p> <p>貸付資金の使用記録が良好な借入人について、契約書の約定する貸付用途の範囲内で、合理的な緊急使用ニーズが生じた場合、貸付人は評価を経て、リスクコントロールが可能であることを判断した上で、借入人が提出する受託支払事前証明資料およびフローを簡素化することができる。貸付人は、貸付実行後、速やかに事後審査を完了させ、かつ資金用途管理を強化しなければならない。</p> <p>第三十二条 借入人自主支払を採る場合、貸付人は、貸付資金の支払状況を定期的に取りまとめて報告するよう借入人に要求し、併せて口座分析・エビデンス検査・オンサイト調査などの方式を通じて貸付の支払が約定の用途に合致するか否か、および細分化方式により受託支払を回避する状況が存在していないかを検査しなければならない。</p>
--	--

第三十三条 固定资产贷款发放前，贷款人应确认与拟发放贷款同比例的项目资本金足额到位，并与贷款配套使用。

第三十四条 在贷款发放和支付过程中，借款人出现以下情形的，贷款人应与借款人协商补充贷款发放和支付条件，或根据合同约定变更贷款支付方式、停止或中止贷款资金的发放和支付：

- (一) 信用状况下降；
- (二) 经营及财务状况明显趋差；
- (三) 项目进度落后于资金使用进度；
- (四) 贷款资金使用出现异常或规避受托支付；
- (五) 其他重大违反合同约定的行为。

第六章 贷后管理

第三十五条 贷款人应加强对借款人资金挪用行为的监控，发现借款人挪用贷款资金的，应严格按照合同约定采取要求借款人整改、提前归还贷款或下调贷款风险分类等相应措施进行管控。

第三十六条 贷款人应定期对借款人和项目发起人的履约情况及信用状况、股权结构重大变动情况、项目的建设运营情况、宏观经济变化和市场波动情况、贷款担保的变动情况等内容进行检查与分析，建立贷款质量监控制度和贷款风险预警体系。

出现可能影响贷款安全的不利情形时，贷款人应对贷款风险进行重新评估并采取针对性措施。

第三十七条 项目实际投资超过原定投资金额，贷款人经重新风险评价和审批决定追加贷款的，应要求项目发起人配套追加不低于项目资本金比例的投资。需提供担保的，贷款人应同时要求追

第三十三条 固定資産貸付の実行前において、貸付人は、貸付実行予定と同比率のプロジェクト資本金 が全額払込まれており、貸付に付随して使用されている ことを確認しなければならない。

第三十四条 貸付の実行および支払過程において、借入人に以下の状況が生じた場合、貸付人は、借入人と協議のうえ貸付の実行および支払条件を追加する、あるいは契約書の約定に基づき貸付支払方法の変更、貸付資金の交付および支払を停止あるいは中止をしなければならない。

- (一) 信用状況が悪化した；
- (二) 経営および財務状況の明らかな悪化；
- (三) プロジェクトの進捗が資金使用の進度に後れを取っている；
- (四) 貸付資金の使用における異常の発生あるいは受託支払を回避している；
- (五) その他の契約書の約定に重大に違反する行為。

第六章 事後管理

第三十五条 貸付人は、借入人の資金流用行為に対する監督コントロールを強化しなければならず、借入人の貸付資金の流用が発覚した場合、契約書の約定に基づき借入人に是正・貸付の早期返済の要求や貸付リスク分類の引き下げなどの相応の措置を講じて監督コントロールしなければならない。

第三十六条 貸付人は、借入人およびプロジェクトの発起人の約定履行状況および信用状況・持分構造の重大な変動状況・プロジェクトの建設および運営状況・マクロ経済の変化および市場変動状況・貸付担保の変動状況などの内容について定期的に検査および分析を行い、貸付クオリティ監督コントロール制度および貸付リスクアラート体系を構築しなければならない。

貸付の安全性に影響を及ぼす可能性のある不利益な状況が生じた場合、貸付人は、貸付リスクに対して改めて評価を行い、併せて的確な措置を講じなければならない。

第三十七条 プロジェクトの実際の投資が当初定めた投資金額を超過し、貸付人が再リスク評価および審査を経て追加の貸付を決定した場合、プロジェクトの発起人にプロジェクト資本金の比率を下回らない投資を付

<p>加相应担保。</p> <p>第三十八条 贷款人应对抵（质）押物的价值和担保人的担保能力建立贷后动态监测和重估制度。</p> <p>第三十九条 贷款人应加强对项目资金滞留账户情况的监控，确保贷款发放与项目的实际进度和资金需求相匹配。</p> <p>第四十条 贷款人应对固定资产投资项目的收入现金流以及借款人的整体现金流进行动态监测，对异常情况及时查明原因并采取相应措施。</p> <p>第四十一条 合同约定专门还款账户的，贷款人应按约定根据需要对固定资产投资项目或借款人的收入等现金流进入该账户的比例和账户内的资金平均存量提出要求。</p> <p>第四十二条 借款人出现违反合同约定情形的，贷款人应及时采取有效措施，必要时应依法追究借款人的违约责任。</p> <p>第四十三条 借款人申请贷款展期的，贷款人应审慎评估展期原因和后续还款安排的可行性。同意展期的，应根据借款人还款来源等情况，合理确定展期期限，并加强对贷款的后续管理，按照实质风险状况进行风险分类。</p> <p>期限一年以内的贷款展期期限累计不得超过原贷款期限；期限超过一年的贷款展期期限累计不得超过原贷款期限的一半。</p> <p>第四十四条 贷款人应按照借款合同约定，收回贷款本息。</p>	<p>带的に追加するよう要求しなければならない。担保が必要な場合、貸付人は同時に相応する担保を追加するよう要求しなければならない。</p> <p>第三十八条 貸付人は、抵当（質権）設定物の価値および担保人の保証能力に対して事後動態モニタリングおよび再評価制度を構築しなければならない。</p> <p>第三十九条 貸付人は、プロジェクト資金の口座内の滞留状況に対する監督コントロールを強化し、貸金の実行がプロジェクトの実際の進捗および資金ニーズと整合していることを保証しなければならない。</p> <p>第四十条 貸付人は、固定資産投資プロジェクトの収入キャッシュフローおよび借入人のキャッシュフロー全体に対して動態モニタリングを行い、異常な状況について遅滞なく原因を調査して、相応の措置を講じなければならない。</p> <p>第四十一条 契約書において専用の返済口座を約定した場合、貸付人は、約定に基づき必要に応じて固定資産投資プロジェクトあるいは借入人の収入などのキャッシュフローの当該口座への入金比率および口座内の平均資金残高に対する要求を提示しなければならない。</p> <p>第四十二条 借入人に契約書の約定に違反する状況が生じた場合、貸付人は、有効な措置を講じなければならない。必要な場合は法に基づき借入人の違約責任を追及しなければならない。</p> <p>第四十三条 借入人が貸付の期限延長を申請した場合、貸付人は、期限延長の原因および以降の返済計画の実現可能性を慎重に評価しなければならない。期限延長に同意する場合、借入人の返済原資などの状況に基づき、延長期限を合理的に確定し、併せて貸付に対する後続管理を強化し、実質的なリスク状況に基づきリスク分類を行わなければならない。</p> <p>期限が一年以内の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限を超過してはならない；期限が一年超の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限の半分を超過してはならない。</p> <p>第四十四条 貸付人は、借入契約の約定に基づき、貸付の元本・利息を回収しなければならない。</p>
---	--

对于未按照借款合同约定偿还的贷款，贷款人应采取清收、协议重组、债权转让或核销等措施进行处置。

第七章 项目融资

第四十五条 贷款人从事项目融资业务，应当具备对所从事项目的风险识别和管理能力，配备业务开展所需要的专业人员，建立完善的操作流程和风险管理机制。贷款人可以根据需要，委托或者要求借款人委托具备相关资质的独立中介机构为项目提供法律、税务、保险、技术、环保和监理等方面的专业意见或服务。

第四十六条 贷款人从事项目融资业务，应当充分识别和评估融资项目中存在的建设期风险和经营期风险，包括政策风险、筹资风险、完工风险、产品市场风险、超支风险、原材料风险、营运风险、汇率风险、环境风险、社会风险和其他相关风险。

第四十七条 贷款人应当按照国家关于固定资产投资项目资本金制度的有关规定，综合考虑项目风险水平和自身风险承受能力等因素，合理确定贷款金额。

第四十八条 贷款人应当根据风险收益匹配原则，综合考虑项目风险、风险缓释措施等因素，与借款人协商确定合理的贷款利率。贷款人可以根据项目融资在不同阶段的风险特征和水平，采用不同的贷款利率。

第四十九条 贷款人原则上应当要求将符合抵质押条件的项目资产和/或项目预期收益等权利为贷款设定担保，并可以根据需要，将项目发起人持有的项目公司股权为贷款设定质押担保。贷款人可根据实际情况与借款人约定为项目投保商业保险。

借入契約の約定に基づき返済していない貸付について、貸付人は、全額回収・協議再編・債権譲渡あるいは貸倒償却などの措置を講じて処理しなければならない。

第七章 プロジェクト融資

第四十五条 貸付人は、プロジェクトファイナンス業務に従事する場合、従事するプロジェクトに対するリスクの識別および管理能力を備えており、業務実施に必要な専門職員を配置し、完備されたオペレーションフローおよびリスク管理メカニズムを構築しなければならない。貸付人は、ニーズに基づき、プロジェクトのための法律・税務・保険・技術・環境保護および監理などの方面の専門意見あるいはサービスの提供を関連資質の備わった独立仲介機構に委託する、あるいは委託するよう借入人に要求することができる。

第四十六条 貸付人は、プロジェクトファイナンスに従事する場合、対象プロジェクトに存在する建設期間リスクおよび経営期間リスクを十分に識別および評価しなければならない。これには政策リスク・資金調達リスク・竣工リスク・商品市場リスク・支払超過リスク・原料リスク・運営リスク・為替リスク・環境リスク・社会的リスクおよびその他の関連リスクを含む。

第四十七条 貸付人は、国家の固定資産投資プロジェクト資本金制度の関連規定に基づき、プロジェクトのリスクレベルおよび自身のリスク引受能力などの要素を総合的に考慮し、貸付金額を合理的に確定しなければならない。

第四十八条 貸付人は、リスクと収益の整合を原則として、プロジェクトのリスク・リスク緩和措置などの要素を総合的に考慮して、借入人と協議のうえ合理的な貸付利率を確定しなければならない。貸付人は、プロジェクトファイナンスの各段階のリスクの特徴およびレベルに基づき、異なる貸付利率を採用することができる。

第四十九条 貸付人は、原則、抵当・質権設定の条件に合致するプロジェクト資産および/あるいはプロジェクトの予測収益などの権利を貸付のための担保として設定するよう要求しなければならない。ニーズに基づき、プロジェクトの発起人が所有するプロジェクト会社の持分を貸付のための質権設定することができる。貸付人は実際の状況に応じて、プロジェクトの商業保険への加入を借

<p>贷款人认为可办理项目融资信用贷款的，应当在风险评价时进行审慎论证，确保风险可控，并在风险评价报告中进行充分说明。</p> <p>第五十条 贷款人应当采取措施有效降低和分散融资项目在建设期和经营期的各类风险。贷款人应当以要求借款人或者通过借款人要求项目相关方签订总承包合同、提供履约保函等方式，最大限度降低建设期风险。贷款人可以要求借款人签订长期供销合同、使用金融衍生工具或者发起人提供资金缺口担保等方式，有效分散经营期风险。</p> <p>第五十一条 贷款人可以通过为项目提供财务顾问服务，为项目设计综合金融服务方案，综合运用各种融资工具，拓宽项目资金来源渠道，有效分散风险。</p> <p>第五十二条 贷款人应当与借款人约定专门的项目收入账户，要求所有项目收入进入约定账户，并按照事先约定的条件和方式对外支付。贷款人应当对项目收入账户进行动态监测，当账户资金流动出现异常时，应当及时查明原因并采取相应措施。</p> <p>第五十三条 多家银行业金融机构参与同一项目融资的，原则上应当采用银团贷款方式，避免重复融资、过度融资。采用银团贷款方式的，贷款人应遵守银团贷款相关监管规定。</p>	<p>入人と約定することができる。</p> <p>貸付人は、プロジェクトファイナンスの信用貸付が可能であると判断した場合、リスク評価に際して、慎重な論証を行い、リスクコントロールが可能であることを保証し、かつリスク評価報告において十分に説明をしなければならない。</p> <p>第五十条 貸付人は、措置を講じて対象プロジェクトの建設期間および経営期間の各種リスクを有効に引き下げおよび分散させなければならない。貸付人は、借入人に対し、あるいは借入人経由にて、プロジェクト関連者で全体請負契約を締結する・契約履行保証状を提供するよう要求するなどの方式により、建設期間リスクを最大限に引き下げなければならない。貸付人は、借入人に長期供給販売契約の締結を要求する・金融デリバティブ取引を使用する、あるいは発起人が資金不足に対する担保を提供するなどの方式により、経営期間リスクを有効に分散することができる。</p> <p>第五十一条 貸付人は、プロジェクトのための財務顧問サービスの提供・総合金融サービスプランの設計、各種融資手段を組み合わせた運用、プロジェクト資金源チャネルの拡張を通じて、リスクを有効に分散することができる。</p> <p>第五十二条 貸付人は、借入人と専用のプロジェクト収入口座を約定し、すべてのプロジェクトの収入を約定の口座に入金するよう要求し、併せて事前に約定した条件および方式に基づき対外支払を行わなければならない。貸付人は、プロジェクト収入口座に対して動態モニタリングを行い、口座資金の流動に異常が生じた場合、遅滞なく原因を調査し、かつ相応の措置を講じなければならない。</p> <p>第五十三条 複数の銀行業金融機関が同一のプロジェクト融資に参加する場合、原則、シンジケートローン方式を採用し、重複融資・過剰融資を回避しなければならない。シンジケートローン方式を採用する場合、貸付人はシンジケートローンに関連する監督管理規定を遵守しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第八章 法律责任</p> <p>第五十四条 贷款人违反本办法规定经营固定资产贷款业务的，国家金融监督管理总局及其派出机构应当责令其限期改正。贷款人有下列情形之</p>	<p style="text-align: center;">第八章 法的責任</p> <p>第五十四条 貸付人が本弁法の規定に違反して固定資産貸付業務を経営した場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、当該貸付人に期限まで</p>

<p>一的，国家金融监督管理总局及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》采取相关监管措施：</p> <p>（一）固定资产贷款业务流程有缺陷的；</p> <p>（二）未按本办法要求将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位的；</p> <p>（三）贷款调查、风险评价、贷后管理未尽职的；</p> <p>（四）未按本办法规定对借款人和项目的经营情况进行持续有效监控的。</p> <p>第五十五条 贷款人有下列情形之一的，国家金融监督管理总局及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》对其采取相关监管措施或进行处罚：</p> <p>（一）受理不符合条件的固定资产贷款申请并发放贷款的；</p> <p>（二）与借款人串通，违法违规发放固定资产贷款的；</p> <p>（三）超越、变相超越权限或不按规定流程审批贷款的；</p> <p>（四）未按本办法规定签订借款合同的；</p> <p>（五）与贷款同比例的项目资本金到位前发放贷款的；</p> <p>（六）未按本办法规定进行贷款资金支付管理与控制的；</p> <p>（七）对借款人严重违约行为未采取有效措施的；</p> <p>（八）有其他严重违反本办法规定行为的。</p> <p style="text-align: center;">第九章 附则</p> <p>第五十六条 国家金融监督管理总局及其派出机构可以根据贷款人的经营管理情况、风险水平和固定资产贷款业务开展情况等，对贷款人固定资产贷款管理提出相关审慎监管要求。</p> <p>第五十七条 对专利权、著作权等知识产权以</p>	<p>に是正するよう命じなければならない。貸付人に以下の状況のいずれかがある場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、「中華人民共和国銀行業監督管理法」に基づき関連監督管理措置を講じることができる：</p> <p>（一）固定資産貸付業務フローに欠陥がある；</p> <p>（二）本弁法の要求に基づき貸付管理の各段階の責任を具体的な部門および職務に落とし込んでいない；</p> <p>（三）貸付調査・リスク評価・事後管理の職責を果たしていない；</p> <p>（四）本弁法の規定に基づき借入人およびプロジェクトの経営状況に対して持続的かつ有効な監督コントロールを行っていない。</p> <p>第五十五条 貸付人に以下の状況のいずれかがある場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、「中華人民共和国銀行業監督管理法」に基づき当該貸付人に対して関連監督管理措置を講じ、あるいは処罰することができる：</p> <p>（一）条件に合致していない固定資産貸付の申請を受理して貸付を実行した；</p> <p>（二）借入人と共謀して、法律・規定に違反する固定資産貸付を実行した；</p> <p>（三）権限を超越・形を変えて超越して、あるいは規定のフローに基づかずに貸付を審査批准した；</p> <p>（四）本弁法の規定に基づき借入契約書を締結しなかった；</p> <p>（五）貸付と同比率のプロジェクト資本金の払込み前に貸付を実行した；</p> <p>（六）本弁法の規定に基づき貸付資金支払管理およびコントロールを行わなかった；</p> <p>（七）借入人の重大な違約行為に対して有効な措置を講じなかった；</p> <p>（八）その他の本弁法の規定に重大に違反する行為がある。</p> <p style="text-align: center;">第九章 附則</p> <p>第五十六条 国家金融監督管理総局およびその派出機関は、貸付人の経営管理状況・リスクレベルおよび固定資産貸付業務の実施状況などに基づき、貸付人の固定資産貸付管理について関連慎重監督管理要求を提示することができる。</p> <p>第五十七条 特許権・著作権などの知的財産権お</p>
---	--

<p>及采矿权等其他无形资产办理的贷款，可根据贷款项目的业务特征、运行模式等参照本办法执行，或适用流动资金贷款管理相关办法。</p> <p>第五十八条 国家金融监督管理总局对房地产贷款以及其他特殊类贷款另有规定的，从其规定。</p> <p>第五十九条 国家开发银行、政策性银行以及经国家金融监督管理总局批准设立的非银行金融机构发放的固定资产贷款，可参照本办法执行。</p> <p>第六十条 贷款人应依照本办法制定固定资产贷款管理细则及操作规程。</p> <p>第六十一条 本办法由国家金融监督管理总局负责解释。</p> <p>第六十二条 本办法自 2024 年 7 月 1 日起施行，《固定资产贷款管理暂行办法》（中国银行业监督管理委员会令 2009 年第 2 号）、《项目融资业务指引》（银监发〔2009〕71 号）、《中国银监会关于规范中长期贷款还款方式的通知》（银监发〔2010〕103 号）、《中国银监会办公厅关于严格执行〈固定资产贷款管理暂行办法〉、〈流动资金贷款管理暂行办法〉和〈项目融资业务指引〉的通知》（银监办发〔2010〕53 号）同时废止。</p>	<p>よび探鉱権などの無形資産に対して行う貸付は、貸付プロジェクトの業務特徴・運営形式などにに基づき、本弁法を参照して執行、あるいは流動資金貸付管理の関連弁法を適用することができる。</p> <p>第五十八条 国家金融監督管理総局に不動産貸付およびその他の特殊類貸付について別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>第五十九条 国家開発銀行、政策性銀行および国家金融監督管理総局の批准を受けて設立した非銀行金融機関が実行する固定資産貸付は、本弁法を参照して執行することができる。</p> <p>第六十条 貸付人は、本弁法に従い固定資産貸付管理細則およびオペレーション規程を制定しなければならない。</p> <p>第六十一条 本弁法は、国家金融監督管理総局が解釈の責を負う。</p> <p>第六十二条 本弁法は、2024 年 7 月 1 日より施行し、「固定資産貸付管理暫定弁法」（中国銀行業監督管理委員会令 2009 年第 2 号）・「プロジェクト融資業務ガイド」（銀監発〔2009〕第 71 号）・「中国銀監会：中長期貸付返済方式の規範化に関する通知」（銀監発〔2010〕103 号）・「中国銀監会弁公庁：〈固定資産貸付管理暫定弁法〉・〈流動資金貸付管理暫定弁法〉および〈プロジェクトファイナンス業務ガイド〉の厳格な執行に関する通知」（銀監弁発〔2010〕53 号）は、同時に廃止する。</p>
--	---

流动资金贷款管理办法

(2024年1月30日国家金融监督管理总局令2024年第2号公布 自2024年7月1日起施行)

第一章 总则

第一条 为规范银行业金融机构流动资金贷款业务经营行为，加强流动资金贷款审慎经营管理，促进流动资金贷款业务健康发展，依据《中华人民共和国银行业监督管理法》《中华人民共和国商业银行法》等法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称银行业金融机构（以下简称贷款人），是指在中华人民共和国境内设立的商业银行、农村合作银行、农村信用合作社等吸收公众存款的金融机构。

第三条 本办法所称流动资金贷款，是指贷款人向法人或非法人组织（按照国家有关规定不得办理银行贷款的主体除外）发放的，用于借款人日常经营周转的本外币贷款。

第四条 贷款人开展流动资金贷款业务，应当遵循依法合规、审慎经营、平等自愿、公平诚信的原则。

第五条 贷款人应完善内部控制机制，实行贷款全流程管理，全面了解客户信息，建立流动资金贷款风险管理制度和有效的岗位制衡机制，将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位，并建立各岗位的考核和问责机制。

第六条 贷款人应合理测算借款人营运资金需求，审慎确定借款人的流动资金授信总额及具体贷款的额度，不得超过借款人的实际需求发放流动资金贷款。贷款人应根据借款人经营的规模和周期特点，合理设定流动资金贷款的业务品种和期限，以满足借款人经营的资金需求，实现对贷款资金回笼的有效控制。

流動資金貸付管理弁法

(2024年1月30日に、国家金融監督管理総局令2024年第2号が公布され、2024年7月1日より施行)

第一章 総則

第一条 銀行業金融機関の流動資金貸付業務の経営行為を規範化し、流動資金貸付の慎重経営管理を強化し、流動資金貸付業務の健全な発展を促進するため、「中華人民共和国銀行業監督管理法」「中華人民共和国商業銀行法」などの法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう銀行業金融機関（以下、貸付人）とは、中華人民共和国域内で設立された商業銀行・農村合作銀行・農村信用合作社などの公衆の預金を受け入れる金融機関を指す。

第三条 本弁法でいう流動資金貸付とは、貸付人が法人あるいは非法人組織（国家の関連規定に基づき銀行貸付を行ってはならない主体は除く）に対して実行する、借入人の日常的な経営の資金繰りに用いる人民元・外貨貸付を指す。

第四条 貸付人が流動資金貸付業務を行う場合、法令遵守かつコンプライアンス準拠・慎重経営・平等自由意志・公平信義則の原則を遵守しなければならない。

第五条 貸付人は、内部統制メカニズムを完備し、貸付全フロー管理を実行し、顧客情報を全面的に理解し、流動資金貸付リスク管理制度および有効な職務上の抑止－均衡メカニズムを構築し、貸付管理の各段階の責任を具体的な部門および職務に落とし込み、併せて各職務の審査および問責メカニズムを構築しなければならない。

第六条 貸付人は、借入人の運転資金ニーズを合理的に算定し、借入人への流動資金与信総額および具体的な貸付の限度額を慎重に確定しなければならない。貸付人は、借入人の実際のニーズを超過して流動資金貸付を実行してはならない。貸付人は、借入人の経営規模および周期の特徴に基づき、流動資金貸付の業務種類および期限を合理的に設定して、借入人の経営資金ニ

<p>第七条 贷款人应将流动资金贷款纳入对借款人及其所在集团客户的统一授信管理，并根据风险管理实际需要，建立风险限额管理制度。</p> <p>第八条 贷款人应根据经济运行状况、行业发展规律和借款人的有效信贷需求等，合理确定内部绩效考核指标，不得制订不合理的贷款规模指标，不得恶性竞争和突击放贷。</p> <p>第九条 贷款人应与借款人约定明确、合法的贷款用途。</p> <p>流动资金贷款不得用于借款人股东分红，以及金融资产、固定资产、股权等投资；不得用于国家禁止生产、经营的领域和用途。</p> <p>对向地方金融组织发放流动资金贷款另有规定的，从其规定。</p> <p>第十条 流动资金贷款禁止挪用，贷款人应按照合同约定检查、监督流动资金贷款的使用情况。</p> <p>第十一条 流动资金贷款期限原则上不超过三年。对于经营现金流回收周期较长的，可适当延长贷款期限，最长不超过五年。</p> <p>第十二条 流动资金贷款利率应当遵循利率市场化原则，由借贷双方在遵守国家有关规定的前提下协商确定。</p> <p>第十三条 国家金融监督管理总局及其派出机构依法对流动资金贷款业务实施监督管理。</p>	<p>ーズに応え、貸付資金回収に対する有効なコントロールを実現させなければならない。</p> <p>第七条 貸付人は、流動資金貸付を借入人および借入人が所属するグループ顧客に対する統一与信管理に組み入れ、併せてリスク管理の実際のニーズに応じてリスク限度額管理制度を構築しなければならない。</p> <p>第八条 貸付人は、経済運営状況・業界発展規律および借入人の有効な与信ニーズなどに基づき、内部業績評価目標を合理的に確定しなければならない。非合理的な貸付規模目標を制定してはならず、悪性競争および突貫型の貸付をしてはならない。</p> <p>第九条 貸付人は、借入人と明確・合法的な貸付用途を約定しなければならない。</p> <p>流動資金貸付は、借入人の株主配当、および金融資産・固定資産・持分などの投資に用いてはならない；国家が禁止する生産・経営の分野および用途に用いてはならない。</p> <p>地方の金融組織向けに流動資金貸付の実行について別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>第十条 流動資金貸付は流用禁止であり、貸付人は、契約書の約定に基づき流動資金貸付の使用状況を検査・監督しなければならない。</p> <p>第十一条 流動資金貸付の期限は、原則、3年を超えてはならない。経営から生じるキャッシュフローの回収サイクルが比較的長くなる場合、貸付期限を適当に延長してよいが、最長でも5年を超えないものとする。</p> <p>第十二条 流動資金貸付の利率は、金利市場化原則を遵守し、借入人・貸付人双方が国家関連規定の遵守を前提として協議のうえ確定しなければならない。</p> <p>第十三条 国家金融監督管理総局およびその派出機関は、法に基づき流動資金貸付業務に対して監督管理を実施する。</p>
<p style="text-align: center;">第二章 受理与调查</p> <p>第十四条 流动资金贷款申请应具备以下条</p>	<p style="text-align: center;">第二章 受理および調査</p> <p>第十四条 流動資金貸付の申請は、以下の条件を</p>

<p>件：</p> <p>(一) 借款人依法经市场监督管理部门或主管部门核准登记；</p> <p>(二) 借款用途明确、合法；</p> <p>(三) 借款人经营合法、合规；</p> <p>(四) 借款人具有持续经营能力，有合法的还款来源；</p> <p>(五) 借款人信用状况良好；</p> <p>(六) 贷款人要求的其他条件。</p> <p>第十五条 贷款人应对流动资金贷款申请材料的方式和具体内容提出要求，并要求借款人恪守诚实守信原则，承诺所提供材料真实、完整、有效。</p> <p>第十六条 贷款人应采取现场与非现场相结合的形式履行尽职调查，形成书面报告，并对其内容的真实性、完整性和有效性负责。</p> <p>为小微企业办理的流动资金贷款，贷款人通过非现场调查手段可有效核实相关信息真实性，并据此对借款人作出风险评价的，可简化或不再进行现场调查。</p> <p>贷款人应根据自身风险管理能力，按照小微企业流动资金贷款的区域、行业、品种等，审慎确定借款人可简化或不再进行现场调查的贷款金额上限。</p> <p>尽职调查包括但不限于以下内容：</p> <p>(一) 借款人的组织架构、公司治理、内部控制及法定代表人和经营管理团队的资信等情况；</p> <p>(二) 借款人的经营范围、核心主业、生产经营、贷款期内经营规划和重大投资计划等情况；</p> <p>(三) 借款人所在行业状况；</p> <p>(四) 借款人的应收账款、应付账款、存货等真实财务状况；</p> <p>(五) 借款人营运资金总需求和现有融资性负债情况；</p>	<p>備えていなければならない：</p> <p>(一) 借入人は、法に基づき市場監督管理部門あるいは主管部門から批准を受け登記している；</p> <p>(二) 借入の用途が明確・合法的である；</p> <p>(三) 借入人の経営が合法的・コンプライアンスに準拠している；</p> <p>(四) 借入人は持続的な経営能力を有しており、合法的な返済原資がある；</p> <p>(五) 借入人の信用状況が良好である；</p> <p>(六) 貸付人の要求するその他条件。</p> <p>第十五条 貸付人は、流動資金貸付の申請資料の方式および具体的な内容に対して要求をして、併せて借入人に誠実かつ約束遵守の原則を遵守し、提出資料が真実・完全・有効であることを承諾するよう要求しなければならない。</p> <p>第十六条 貸付人は、オンサイトとオフサイトを合わせた形式を採用してデューデリジェンス調査を履行し、書面の報告を作成し、併せてその内容の真実性・完全性および有効性に対して責を負わなければならない。</p> <p>小型・零細企業のために行う流動資金貸付について、貸付人は、オフサイト調査の手段を通じて関連情報の真実性を有効に確認することができ、併せてこれに基づき借入人に対してリスク評価を行う場合、オンサイト調査を簡素化あるいは不要とすることができる。</p> <p>貸付人は、自身のリスク管理能力に基づき、小型・零細企業の流動資金貸付のエリア・業界・種類などに応じて、借入人のオンサイト調査を簡素化あるいは不要とする場合の貸付金額の上限を慎重に確定しなければならない。</p> <p>デューデリジェンス調査は、以下の内容を含むがこれに限らない：</p> <p>(一) 借入人の組織構造・コーポレートガバナンス・内部統制および法定代表人並びに経営管理グループの信用などの状況；</p> <p>(二) 借入人の経営範囲・中核主要業務・生産経営・貸付期間内の経営計画および重大投資計画などの状況；</p> <p>(三) 借入人の所属する業界の状況；</p> <p>(四) 借入人の売掛金・買掛金・在庫などの真実の財務状況；</p> <p>(五) 借入人の運転資金の全体ニーズおよび既存の融資性負債の状況；</p>
--	--

<p>(六) 借款人关联方及关联交易等情况;</p> <p>(七) 贷款具体用途及与贷款用途相关的交易对象资金占用等情况;</p> <p>(八) 还款来源情况, 包括经营产生的现金流、综合收益及其他合法收入等;</p> <p>(九) 对有担保的流动资金贷款, 还需调查抵(质)押物的权属、价值和变现难易程度, 或保证人的保证资格和能力等情况。</p>	<p>(六) 借入人の関係者および関連取引などの状況;</p> <p>(七) 貸付の具体的な用途および貸付用途に関わる取引対象の資金占用などの状況;</p> <p>(八) 返済原資の状況、これには経営から生じるキャッシュフロー・包括利益およびその他の合法的収入などを含む;</p> <p>(九) 担保のある流動資金貸付は、さらに抵当(質権)設定物の権利所属・価値および現金化の難易度、あるいは保証人の保証資格および能力などの状況の調査が必要である。</p>
<p style="text-align: center;">第三章 风险评价与审批</p>	<p style="text-align: center;">第三章 リスク評価および審査批准</p>
<p>第十七条 贷款人应建立完善的风险评价机制, 落实具体的责任部门和岗位, 全面审查流动资金贷款的风险因素。</p>	<p>第十七条 貸付人は、完備されたリスク評価メカニズムを構築し、具体的な責任部門および職務を定め、流動資金貸付のリスク要因を全面的に審査しなければならない。</p>
<p>第十八条 贷款人应建立和完善内部评级制度, 采用科学合理的评级和授信方法, 评定客户信用等级, 建立客户资信记录。</p>	<p>第十八条 貸付人は、内部格付制度を構築および完備し、科学的かつ合理的な格付けおよび与信方法を採用し、顧客の信用格付けを評定し、顧客与信記録を構築しなければならない。</p>
<p>第十九条 贷款人应根据借款人经营规模、业务特征、资金循环周期等要素测算其营运资金需求(测算方法示例参考附件), 并合理确定贷款结构, 包括金额、期限、利率、担保和还款方式等。</p>	<p>第十九条 貸付人は、借入人の経営規模・業務の特徴および資金の循環サイクルなどの要素に基づき運転資金ニーズを算定し(算定方法の例は付属文書を参照)、金額・期限・利率・担保および返済方式などを含む貸付スキームを合理的に確定しなければならない。</p>
<p>贷款人可根据实际需要, 制定针对不同类型借款人的测算方法, 并适时对方法进行评估及调整。</p>	<p>貸付人は、実際のニーズに基づき、各種類型の借入人に対する算定方法を制定し、併せてその方法に対して適時、評価および調整することが可能。</p>
<p>借款人为小微企业的, 贷款人可通过其他方式分析判断借款人营运资金需求。</p>	<p>借入人が小型・零細企業の場合、貸付人は、その他の方式を通じて借入人の運転資金ニーズを分析・判断することができる。</p>
<p>第二十条 贷款人应根据贷审分离、分级审批的原则, 建立规范的流动资金贷款评审制度和流程, 确保风险评价和信贷审批的独立性。</p>	<p>第二十条 貸付人は、貸付と審査の分離・級別審査批准の原則に基づき、規範的な流動資金貸付審査制度およびフローを構築し、リスク評価と与信審査批准の独立性を保証しなければならない。</p>
<p>贷款人应建立健全内部审批授权与转授权机制。审批人员应在授权范围内按规定流程审批贷款, 不得越权审批。</p>	<p>貸付人は、内部審査批准の授權および授權委任メカニズムを構築・整備しなければならない。審査批准者は、授權の範囲内で規定のフローに基づき貸付を審査</p>

第二十一条 贷款人为股东等关联方办理流动资金贷款的，应严格执行关联交易管理的相关监管规定，发放贷款条件不得优于一般借款人，并在风险评价报告中进行说明。

第四章 合同签订

第二十二条 贷款人应与借款人及其他相关当事人签订书面借款合同等相关协议，需担保的应同时签订担保合同或条款。

第二十三条 贷款人应在借款合同中与借款人明确约定流动资金贷款的金额、期限、利率、用途、支付、还款方式等条款。

对于期限超过一年的流动资金贷款，在借贷双方协商基础上，原则上实行本金分期偿还，并审慎约定每期还本金额。

第二十四条 前条所指支付条款，包括但不限于以下内容：

- (一) 贷款资金的支付方式和贷款人受托支付的金额标准；
- (二) 支付方式变更及触发变更条件；
- (三) 贷款资金支付的限制、禁止行为；
- (四) 借款人应及时提供的贷款资金使用记录和资料。

第二十五条 贷款人应要求借款人在合同中对与贷款相关的重要内容作出承诺，承诺内容包括但不限于：

- (一) 及时向贷款人提供真实、完整、有效的材料；
- (二) 配合贷款人进行贷款支付管理、贷后管理及相关检查；
- (三) 进行合并、分立、股权转让，以及进行可能影响其偿债能力的对外投资、对外提供担保、实质性增加债务融资等重大事项前征得贷款人同意；
- (四) 贷款人有权根据借款人资金回笼情况提前

批准しなければならず、権限を超越して審査批准してはならない。

第二十一条 貸付人が株主などの関係者のために流動資金貸付を行う場合、関連取引管理の関連監督管理規定を厳格に執行しなければならず、貸付の実行条件は一般の借入人より優れてはならず、かつリスク評価報告において説明をしなければならない。

第四章 契約締結

第二十二条 貸付人は、借入人およびその他の関連当事者と書面の借入契約などの関連協議を締結しなければならず、担保が必要な場合は、担保契約あるいは条項を同時に締結しなければならない。

第二十三条 貸付人は、借入契約書において借入人と流動資金貸付の金額・期限・利率・用途・支払・返済方式などの条項を明確に約定しなければならない。

期限が一年を超過する流動資金貸付について、借入人・貸付人双方による協議を基礎として、原則、元本の分割返済を実行し、併せて毎期の元本返済金額を慎重に約定する。

第二十四条 前条の支払条項には、以下の内容を含むがこれに限らない：

- (一) 貸付資金の支払方式および貸付人受託支払の金額基準；
- (二) 支払方式の変更および変更となる条件；
- (三) 貸付資金支払の制限・禁止行為；
- (四) 借入人が適時提出しなければならない貸付資金の使用記録および資料。

第二十五条 貸付人は、契約書において貸付に関わる重要内容を承諾するよう借入人に要求しなければならず、承諾内容は以下を含むがこれに限らない：

- (一) 延滞なく貸付人に真実・完全・有効な資料を提出する；
- (二) 貸付人が行う貸付支払管理・事後管理および関連検査に協力する；
- (三) 合併・分割・持分譲渡およびその他の貸付返済に影響を及ぼす可能性のある对外投资・外部への担保提供・実質的な債務増加の資金調達などの重大事項を行う前に貸付人から同意を得る；
- (四) 貸付人は、借入人の資金回収状況に基づき

<p>收回贷款； （五）发生影响偿债能力的重大不利事项时及时通知贷款人。</p> <p>第二十六条 贷款人应与借款人在合同中约定，出现以下情形之一时，借款人应承担的违约责任，以及贷款人可采取的提前收回贷款、调整贷款支付方式、调整贷款利率、收取罚息、压降授信额度、停止或中止贷款发放等措施，并追究相应法律责任：</p> <p>（一）未按约定用途使用贷款的； （二）未按约定方式进行贷款资金支付的； （三）未遵守承诺事项的； （四）突破约定财务指标的； （五）发生重大交叉违约事件的； （六）违反借款合同约定的其他情形的。</p> <p style="text-align: center;">第五章 发放和支付</p> <p>第二十七条 贷款人应设立独立的责任部门或岗位，负责流动资金贷款发放和支付审核。</p> <p>第二十八条 贷款人在发放贷款前应确认借款人满足合同约定的提款条件，并按照合同约定通过贷款人受托支付或借款人自主支付的方式对贷款资金的支付进行管理与控制。贷款人应健全贷款资金支付管控体系，加强金融科技应用，有效监督贷款资金按约定用途使用。</p> <p>贷款人受托支付是指贷款人根据借款人的提款申请和支付委托，将贷款通过借款人账户支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。</p> <p>借款人自主支付是指贷款人根据借款人的提款申请将贷款资金发放至借款人账户后，由借款人自主支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。</p> <p>第二十九条 贷款人应根据借款人的行业特征、经营规模、管理水平、信用状况等因素和贷款</p>	<p>貸付の早期回収する権利を有する； （五）債務返済能力に影響を及ぼす重大で不利益な事項が発生した場合、遅滞なく貸付人に通知する。</p> <p>第二十六条 貸付人は、借入人と借入契約書において、以下の状況のいずれかが生じた場合、借入人が負うべき違約責任、および貸付人が採用可能な貸付の事前回収・貸付支払方式の調整・貸付利率の調整・罰則金の徴収・与信限度額の引き下げ・貸付実行の停止あるいは中止などの措置を約定し、併せて相応する法的責任を追及しなければならない：</p> <p>（一）約定の用途に基づき貸付を使用しなかった； （二）約定の方式に基づき貸付資金の支払を行わなかった； （三）承諾事項を遵守しなかった； （四）約定した財務指標を破った； （五）重大なクロスデフォルトが発生した； （六）借入契約の約定に違反するその他の状況。</p> <p style="text-align: center;">第五章 実行および支払</p> <p>第二十七条 貸付人は、独立した責任部門あるいは職務を設置し、流動資金貸付の実行および支払審査の責を負わなければならない。</p> <p>第二十八条 貸付人は、貸付の実行前に借入人が契約書で約定した引出条件を満たしていることを確認し、併せて契約書の約定に基づき貸付人受託支払あるいは借入人自主支払の方式を通じて貸付資金の支払に対して管理およびコントロールを行わなければならない。貸付人は、貸付資金支払管理コントロール体系を整備し、フィンテックの応用を強化し、貸付資金の約定の用途に基づく使用を有効に監督しなければならない。</p> <p>貸付人受託支払とは、貸付人が借入人の引出申請および支払委託に基づき、貸付資金を借入人の口座を通じて契約書で約定した用途に合致する借入人の取引対象に支払うことを指す。</p> <p>借入人自主支払とは、貸付人が借入人の引出申請に基づき貸付資金を借入人の口座に交付した後、借入人が契約書で約定した用途に合致する借入人の取引対象に自主的に支払うことを指す。</p> <p>第二十九条 貸付人は、借入人の業界の特徴・経営規模・管理レベル・信用状況などの要因および貸付</p>
--	--

<p>业务品种, 合理约定贷款资金支付方式及贷款人受托支付的金额标准。</p> <p>第三十条 具有以下情形之一的流动资金贷款, 应采用贷款人受托支付方式:</p> <p>(一) 与借款人新建立信贷业务关系且借款人信用状况一般;</p> <p>(二) 支付对象明确且向借款人某一交易对象单笔支付金额超过一千万元人民币;</p> <p>(三) 贷款人认定的其他情形。</p> <p>第三十一条 采用贷款人受托支付的, 贷款人应根据约定的贷款用途, 审核借款人提供的支付申请所列支付对象、支付金额等信息是否与相应的商务合同等证明材料相符。审核同意后, 贷款人应将贷款资金通过借款人账户支付给借款人交易对象。</p> <p>对于贷款资金使用记录良好的借款人, 在合同约定的贷款用途范围内, 出现合理的紧急用款需求, 贷款人经评估认为风险可控的, 可适当简化借款人需提供的受托支付事前证明材料和流程, 于放款完成后及时完成事后审核。</p> <p>第三十二条 采用借款人自主支付的, 贷款人应按借款合同约定要求借款人定期汇总报告贷款资金支付情况, 并通过账户分析、凭证查验或现场调查等方式核查贷款支付是否符合约定用途, 以及是否存在以化整为零方式规避受托支付的情形。</p> <p>第三十三条 在贷款发放或支付过程中, 借款人出现以下情形的, 贷款人应与借款人协商补充贷款发放和支付条件, 或根据合同约定变更贷款支付方式、停止或中止贷款资金的发放和支付:</p> <p>(一) 信用状况下降;</p> <p>(二) 经营及财务状况明显趋差;</p>	<p>業務の種類に基づき、貸付資金の支払方式および貸付人受託支払の金額基準を合理的に約定しなければならない。</p> <p>第三十条 以下の状況のいずれかがある流動資金貸付は、貸付人受託支払方式を採らなければならない:</p> <p>(一) 借入人と新たに与信業務関係を構築しており、かつ借入人の信用状況が一般的である;</p> <p>(二) 支払対象が明確であり、かつ借入人の取引対象に対する支払金額が一件当たり1,000万人民币を超過する;</p> <p>(三) 貸付人が認定するその他の状況。</p> <p>第三十一条 貸付人受託支払を採る場合、貸付人は、約定の貸付用途に基づき、借入人が提出した支払申請に列記された支払対象・支払金額などの情報が相応するビジネス契約などの証明資料と合致するか否かを審査しなければならない。審査・同意後、貸付人は、貸付資金を借入人の口座を通じて借入人の取引対象に支払わなければならない。</p> <p>貸付資金の使用記録が良好な借入人について、契約書の約定する貸付用途の範囲内で、合理的な緊急使用ニーズが生じた場合、貸付人は評価を経て、リスクコントロールが可能であることを判断した上で、借入人の提出する受託支払事前証明資料およびフローを簡素化し、貸付実行後、速やかに事後審査を完了させることができる。</p> <p>第三十二条 借入人自主支払を採る場合、貸付人は、借入契約の約定に基づき貸付資金の支払状況を定期的に取りまとめて報告するよう借入人に要求し、併せて口座分析・エビデンス検査あるいはオンサイト調査などの方式を通じて貸付資金の支払が約定の用途に合致するか否か、および細分化方式により受託支払を回避する状況が存在していないかを検査しなければならない。</p> <p>第三十三条 貸付の実行および支払過程において、借入人に以下の状況が生じた場合、貸付人は、借入人と協議のうえ貸付の実行および支払条件を追加する、あるいは契約書の約定に基づく貸付資金支払方式の変更、貸付資金の交付および支払を停止あるいは中止をしなければならない。</p> <p>(一) 信用状況が悪化した;</p> <p>(二) 経営および財務状況の明らかな悪化;</p>
--	---

- (三) 贷款资金使用出现异常或规避受托支付;
- (四) 其他重大违反合同约定的行为。

第六章 贷后管理

第三十四条 贷款人应加强对借款人资金挪用行为的监控,发现借款人挪用贷款资金的,应
按照合同约定采取要求借款人整改、提前归还贷款或
下调贷款风险分类等相应措施进行管控。

第三十五条 贷款人应加强贷款资金发放后的
管理,针对借款人所属行业及经营特点,通过定期
与不定期现场检查与非现场监测,分析借款人经营、
财务、信用、支付、担保及融资数量和渠道变化等
状况,掌握各种影响借款人偿债能力的风险因素。

对于简化或不再进行现场实地调查的业务,应
当按照适当比例实施贷后实地检查。

第三十六条 贷款人应通过借款合同的约定,
要求借款人指定专门资金回笼账户并及时提供该
账户资金进出情况。

贷款人可根据借款人信用状况、融资情况等,
与借款人协商签订账户管理协议,明确约定对指定
账户回笼资金进出的管理。

贷款人应关注大额及异常资金流入流出情况,
加强对资金回笼账户的监控。

第三十七条 贷款人应动态关注借款人经营、
管理、财务及资金流向等重大预警信号,根据合同
约定及时采取提前收回贷款、追加担保等有效措施
防范化解贷款风险。

- (三) 貸付資金の使用における異常の発生あるい
は受託支払を回避している;
- (四) その他の契約書の約定に重大に違反する行
為。

第六章 事後管理

第三十四条 貸付人は、借入人の資金流用行為に
対する監督コントロールを強化しなければならず、借入
人の貸付資金流用が発覚した場合、契約書の約定に
基づき借入人に是正・貸付の早期返済の要求や貸付
リスク分類の引き下げなどの相応の措置を講じて監督コ
ントロールしなければならない。

第三十五条 貸付人は、貸付資金交付後の管理を
強化し、借入人が所属する業界および経営の特徴に対
して、定期的あるいは不定期のオンサイト検査およびオ
ンサイトモニタリングを通じて、借入人の経営・財務・信
用・支払・担保および資金調達の数値・チャンネルの変化
などの状況を分析し、借入人の債務返済能力に影響を
及ぼす各種リスク要因を把握しなければならない。

オンサイト実地調査の業務を簡素化、あるいは不要と
する場合、適当な比率に基づき事後実地検査を行わ
なければならない。

第三十六条 貸付人は、借入契約の約定を通じ
て、借入人に専用資金回収口座を指定し、適時、当
該口座の入出金状況を提出するよう要求しなければなら
ない。

貸付人は、借入人の信用状況・資金調達状況など
に基づき、借入人と協議のうえ口座管理協議を締結し、
指定口座の回収資金に対する入出金管理を明確
に約定することができる。

貸付人は、高額および異常な資金の流入・流出状
況に注意を払い、資金回収口座に対する監督コント
ールを強化しなければならない。

第三十七条 貸付人は、借入人の経営・管理・財
務および資金の流動方向などの重大な警戒シグナルを
動的に注視し、契約書の約定に基づき遅滞なく貸付
の事前回収・担保の追加などの有効な措置を講じて貸
付リスクを防止・解消しなければならない。

第三十八条 贷款人应评估贷款业务品种、额度、期限与借款人经营状况、还款能力的匹配程度，作为与借款人后续合作的依据，必要时及时调整与借款人合作的策略和内容。

第三十九条 贷款人应根据法律法规规定和借款合同的约定，参与借款人巨额融资、资产出售以及兼并、分立、股份制改造、破产清算等活动，维护贷款人债权。

第四十条 借款人申请贷款展期的，贷款人应审慎评估展期原因和后续还款安排的可行性。同意展期的，应根据借款人还款来源等情况，合理确定展期期限，并加强对贷款的后续管理，按照实质风险状况进行风险分类。

期限一年以内的贷款展期期限累计不得超过原贷款期限；期限超过一年的贷款展期期限累计不得超过原贷款期限的一半。

第四十一条 贷款人应按照借款合同约定，收回贷款本息。

对于未按照借款合同约定偿还的贷款，贷款人应采取清收、协议重组、债权转让或核销等措施进行处置。

第七章 法律责任

第四十二条 贷款人违反本办法规定经营流动资金贷款业务的，国家金融监督管理总局及其派出机构应当责令其限期改正。贷款人有下列情形之一的，国家金融监督管理总局及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》采取相关监管措施：

- (一) 流动资金贷款业务流程有缺陷的；
- (二) 未将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位的；

第三十八条 貸付人は、貸付業務の種類・限度額・期限と借入人の経営状況・返済能力の整合性を評価し、借入人との今後の協業の依拠とし、必要な場合、協業戦略および内容を適時、調整しなければならない。

第三十九条 貸付人は、法律・法規の規定および借入契約の約定に基づき、借入人の高額資金調達・資産売却および吸収合併・分割・株式制改編・破産清算などの活動に参加し、貸付人の債権を保護しなければならない。

第四十条 借入人が貸付の期限延長を申請した場合、貸付人は、期限延長の原因および以降の返済計画の実現可能性を慎重に評価しなければならない。期限延長に同意する場合、借入人の返済原資などの状況に基づき、延長の期限を合理的に確定し、併せて貸付に対する後続管理を強化し、実質的なリスク状況に基づきリスク分類を行わなければならない。

期限が一年以内の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限を超過してはならない；期限が一年超の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限の半分を超過してはならない。

第四十一条 貸付人は、借入契約の約定に基づき、貸付の元本・利息を回収しなければならない。

借入契約の約定に基づき返済していない貸付について、貸付人は、全額回収・協議再編・債権譲渡あるいは貸倒償却などの措置を講じて処理しなければならない。

第七章 法的責任

第四十二条 貸付人が本弁法の規定に違反して流動資金貸付業務を経営した場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、当該貸付人に期限までには是正するよう命じなければならない。貸付人に以下の状況のいずれかがある場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、「中華人民共和國銀行業監督管理法」に基づき関連監督管理措置を講じることができる：

- (一) 流動資金貸付業務フローに欠陥がある；
- (二) 貸付管理の各段階の責任を具体的な部門および職務に落とし込んでいない；

<p>(三) 贷款调查、风险评价、贷后管理未尽职的。</p> <p>第四十三条 贷款人有下列情形之一的，国家金融监督管理总局及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》对其采取相关监管措施或进行处罚：</p> <p>(一) 以降低信贷条件或超过借款人实际资金需求发放贷款的；</p> <p>(二) 未按本办法规定签订借款合同的；</p> <p>(三) 与借款人串通或参与虚构贸易背景违规发放贷款的；</p> <p>(四) 放任借款人将流动资金贷款用于借款人股东分红、金融资产投资、固定资产投资、股权投资以及国家禁止生产、经营的领域和用途的；</p> <p>(五) 超越或变相超越权限审批贷款的；</p> <p>(六) 未按本办法规定进行贷款资金支付管理与控制的；</p> <p>(七) 对借款人严重违约行为未采取有效措施的；</p> <p>(八) 严重违反本办法规定的审慎经营规则的其他情形的。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附 则</p> <p>第四十四条 国家金融监督管理总局及其派出机构可以根据贷款人的经营管理情况、风险水平和流动资金贷款业务开展情况等，对贷款人流动资金贷款管理提出相关审慎监管要求。</p> <p>第四十五条 对专利权、著作权等知识产权以及采矿权等其他无形资产办理的贷款，可适用本办法，或根据贷款项目的业务特征、运行模式等参照固定资产贷款管理相关办法执行。</p> <p>第四十六条 对于贷款金额五十万元人民币以下的固定资产相关融资需求，可参照本办法执行。</p> <p>第四十七条 国家金融监督管理总局对互联</p>	<p>(三) 貸付調査・リスク評価・事後管理の職責を果たしていない。</p> <p>第四十三条 貸付人に以下の状況のいずれかがある場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、「中華人民共和國銀行業監督管理法」に基づき当該貸付人に対して関連監督管理措置を講じる、あるいは処罰することができる：</p> <p>(一) 与信条件を引き下げ、あるいは借入人の実際の資金ニーズを超過して貸付を実行した；</p> <p>(二) 本弁法の規定に基づき借入契約を締結していない；</p> <p>(三) 借入人と共謀、あるいは貿易背景を捏造し、規定に違反して貸付の実行に参加した；</p> <p>(四) 借入人が流動資金貸付を借入人の株主配当・金融資産投資・固定資産投資・持分投資および国家が禁止する生産・経営の分野および用途に使用することを放置した；</p> <p>(五) 権限を超越・形を変えて超越して貸付の審査批准を行った；</p> <p>(六) 本弁法の規定に基づき貸付資金管理およびコントロールを行わなかった；</p> <p>(七) 借入人の重大な違約行為に対して有効な措置を講じなかった；</p> <p>(八) 本弁法の規定する慎重経営規則に重大に違反するその他の状況。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附則</p> <p>第四十四条 国家金融監督管理総局およびその派出機関は、貸付人の経営管理状況・リスクレベルおよび流動資金貸付業務の実施状況などに基づき、貸付人の流動資金貸付管理について関連慎重監督管理要求を提示することができる。</p> <p>第四十五条 特許権・著作権などの知的財産権および探鉱権などの無形資産に対して行う貸付は、本弁法が適用、あるいは貸付プロジェクトの業務特徴・運営形式などに基づき、固定資産貸付管理の関連弁法を執行することができる。</p> <p>第四十六条 貸付金額が50万人民元以下の固定資産に関する資金調達ニーズは、本弁法に基づき執行することができる。</p> <p>第四十七条 国家金融監督管理総局にインターネッ</p>
--	---

<p>网贷款、汽车贷款以及其他特殊类贷款另有规定的，从其规定。</p> <p>第四十八条 国家开发银行、政策性银行以及经国家金融监督管理总局批准设立的非银行金融机构发放的流动资金贷款，可参照本办法执行。</p> <p>第四十九条 贷款人应依据本办法制定流动资金贷款管理实施细则及操作规程。</p> <p>第五十条 本办法由国家金融监督管理总局负责解释。</p> <p>第五十一条 本办法自2024年7月1日起施行，《流动资金贷款管理暂行办法》（中国银行业监督管理委员会令2010年第1号）同时废止。</p> <p>附件：流动资金贷款需求量的测算示例</p> <p>流动资金贷款需求量应基于借款人日常经营周转所需营运资金与现有流动资金的差额（即流动资金缺口）确定。一般来讲，影响流动资金需求的关键因素为存货（原材料、半成品、产成品）、现金、应收账款和应付账款。同时，还会受到借款人所属行业、经营规模、发展阶段、谈判地位等重要因素的影响。银行业金融机构根据借款人当期财务报告和业务发展预测，按以下方法测算其流动资金贷款需求量：</p> <p>一、估算借款人营运资金量</p> <p>借款人营运资金量影响因素主要包括现金、存货、应收账款、应付账款、预收账款、预付账款等。在调查基础上，预测各项资金周转时间变化，合理估算借款人营运资金量。在实际测算中，借款人营运资金需求可参考如下公式：</p> <p>营运资金量 = 上年度销售收入 × (1 - 上年度销售利润率) × (1 + 预计销售收入年增长率) / 营运资金周转次数</p>	<p>ト貸付・自動車ローンおよびその他の特殊類貸付について別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>第四十八条 国家開発銀行、政策性銀行および国家金融監督管理総局の批准を受けて設立した非銀行金融機関が実行する流動資金貸付は、本弁法を参照して執行することができる。</p> <p>第四十九条 貸付人は、本弁法に従い流動資金貸付管理実施細則およびオペレーション規程を制定しなければならない。</p> <p>第五十条 本弁法は、国家金融監督管理総局が解釈の責を負う。</p> <p>第五十一条 本弁法は、2024年7月1日より施行し、「流動資金貸付管理暫定弁法」（中国銀行業監督管理委員会令2010年第1号）は、同時に廃止する。</p> <p>付属文書：流動資金貸付ニーズ算定の例</p> <p>流動資金貸付のニーズは、借入人の日常経営の資金繰りに必要な運転資金と現有の流動資金との差額（即ち流動資金の不足部分）に基づき確定しなければならない。一般的に、流動資金ニーズに影響を及ぼす主要因は、在庫（原料・仕掛品・完成品）・現金・売掛金および買掛金である。同時に、借入人の所属業界・経営規模・発展段階・交渉ポジションなどの重要要素の影響も受ける。銀行業金融機関は、借入人の当期の財務諸表および業務発展予測に基づき、以下の方法に従いその流動資金貸付のニーズを算定する：</p> <p>一、借入人の運転資金の推算</p> <p>借入人の運転資金に影響する要因は、主として現金・在庫・売掛金・買掛金・前受金・前払金などが含まれる。調査を基礎として、各資金繰りの回転期間の変化を予測し、借入人の運転資金を合理的に推算する。実際の算定において、借入人の運転資金ニーズは以下の公式を参考にすることができる：</p> <p>運転資金 = 前年度の売上収入 × (1 - 前年度の売上利益率) × (1 + 売上収益の年間予測成長率) / 運転資金回転数</p>
--	---

<p>其中：营运资金周转次数 = 360/(存货周转天数+应收账款周转天数 - 应付账款周转天数 + 预付账款周转天数 - 预收账款周转天数)</p> <p>周转天数=360/周转次数 应收账款周转次数 = 销售收入/平均应收账款余额 预收账款周转次数 = 销售收入/平均预收账款余额 存货周转次数 = 销售成本/平均存货余额 预付账款周转次数 = 销售成本/平均预付账款余额 应付账款周转次数 = 销售成本/平均应付账款余额</p> <p>二、估算新增流动资金贷款额度</p> <p>将估算出的借款人营运资金需求量扣除借款人自有资金、现有流动资金贷款以及其他融资，即可估算出新增流动资金贷款额度。</p> <p>新增流动资金贷款额度=营运资金量 - 借款人自有资金 - 现有流动资金贷款 - 其他渠道提供的营运资金</p> <p>三、需要考虑的其他因素</p> <p>(一) 各银行业金融机构应根据实际情况和未来发展情况（如借款人所属行业、规模、发展阶段、谈判地位等）分别合理预测借款人应收账款、存货和应付账款的周转天数，并可考虑一定的保险系数。</p> <p>(二) 对集团关联客户，可采用合并报表估算流动资金贷款额度，原则上纳入合并报表范围内的成员企业流动资金贷款总和不能超过估算值。</p> <p>(三) 对小微企业融资、订单融资、预付租金或者临时大额债项融资等情况，可在交易真实性的基础上，确保有效控制用途和回款情况下，根据实际交易需求确定流动资金额度。</p> <p>(四) 对季节性生产借款人，可按每年的连续生产时段作为计算周期估算流动资金需求，贷款期限应根据回款周期合理确定。</p>	<p>このうち、運転資金回転数 = 360/（在庫回転日数 + 売掛金回転日数 - 買掛金回転日数 + 前払金回転日数 - 前受金回転日数）</p> <p>回転日数 = 360/回転回数 売掛金回転数 = 売上収入/売掛金平均残高 前受金回転数 = 売上収入/前受金平均残高 在庫回転数 = 売上原価/在庫平均残高 前払金回転数 = 売上原価/前払金平均残高 買掛金回転数 = 売上原価/買掛金平均残高</p> <p>二、新規流動資金貸付限度額の推算</p> <p>推算した借入人の運転資金ニーズから借入人の保有資金・現有の流動資金貸付およびその他融資を控除すると、新規の流動資金貸付限度額を推算することができる。</p> <p>新規流動資金貸付限度額 = 運転資金 - 借入人の保有資金 - 現有の流動資金貸付 - その他のチャネルから提供された運転資金</p> <p>三、考慮が必要なその他要素</p> <p>(一) 各銀行業金融機関は、実際の状況および将来の発展状況（借入人の所属する業界・規模・発展段階・交渉ポジションなど）に基づき借入人の売掛金・在庫および買掛金の回転日数をそれぞれ合理的に予測しなければならず、併せて一定の保険係数を考慮してもよい。</p> <p>(二) グループ関連顧客について、連結財務諸表を採用して流動資金貸付限度額を推算することができ、原則、連結財務諸表の範囲内に含まれるメンバー企業の流動資金貸付の総額は推算値を超過してはならない。</p> <p>(三) 小型零細企業の融資・PO ファイナンス・前払リース料あるいは臨時高額債務融資などの状況について、取引の真実性を基礎として、用途および回収の有効なコントロールを保証したうえで、実際の取引ニーズに基づき流動資産限度額を確定することができる。</p> <p>(四) 季節性生産借入人に対して、毎年の生産期間を計算周期として流動資金ニーズを推算することができ、貸付期限は貸付回収サイクルに基づき合理的に確定しなければならない。</p>
---	---

个人贷款管理办法

(2024年1月30日国家金融监督管理总局令2024年第3号公布 自2024年7月1日起施行)

第一章 总则

第一条 为规范银行业金融机构个人贷款业务行为，加强个人贷款业务审慎经营管理，促进个人贷款业务健康发展，依据《中华人民共和国银行业监督管理法》《中华人民共和国商业银行法》等法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称银行业金融机构（以下简称贷款人），是指在中华人民共和国境内设立的商业银行、农村合作银行、农村信用合作社等吸收公众存款的金融机构。

第三条 本办法所称个人贷款，是指贷款人向符合条件的自然人发放的用于个人消费、生产经营等用途的本外币贷款。

第四条 贷款人开展个人贷款业务，应当遵循依法合规、审慎经营、平等自愿、公平诚信的原则。

第五条 贷款人应建立有效的个人贷款全流程管理机制，制订贷款管理制度及每一贷款品种的操作规程，明确相应贷款对象和范围，实施差别风险管理，建立贷款各操作环节的考核和问责机制。

第六条 贷款人应根据风险管理实际需要，建立个人贷款风险限额管理制度。

第七条 个人贷款用途应符合法律法规规定和国家有关政策，贷款人不得发放无指定用途的个人贷款。

贷款人应加强贷款资金支付管理，有效防范个

個人貸付管理弁法

(2024年1月30日に、国家金融監督管理総局令2024年第3号が公布され、2024年7月1日より施行)

第一章 総則

第一条 銀行業金融機関の個人貸付業務行為を規範化し、個人貸付業務の慎重経営管理を強化し、個人貸付業務の健全な発展を促進するため、「中華人民共和国銀行業監督管理法」「中華人民共和国商業銀行法」などの法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう銀行業金融機関（以下、貸付人）とは、中華人民共和国域内で設立された商業銀行・農村合作銀行・農村信用合作社などの公衆の預金を受け入れる金融機関を指す。

第三条 本弁法でいう個人貸付とは、貸付人が条件に合致する自然人に対して実行する、個人の消費・生産経営などの用途に用いる人民元・外貨貸付を指す。

第四条 貸付人が個人貸付業務を行う場合、法令遵守かつコンプライアンス準拠・慎重経営・平等自由意志・公平信義則の原則を遵守しなければならない。

第五条 貸付人は、有効な個人貸付全フロー管理メカニズムを構築し、貸付管理制度および各貸付の種類の実行規程を制定し、相応する貸付対象および範囲を明確化し、差別化したリスク管理を実施し、貸付の各オペレーション段階の審査および問責メカニズムを構築しなければならない。

第六条 貸付人は、リスク管理の実際のニーズに基づき、個人貸付リスク限度額管理制度を構築しなければならない。

第七条 個人貸付の用途は、法律・法規の規定および国家の関連政策に合致していなければならない。貸付人は、用途を指定していない個人貸付を実行してはならない。

貸付人は、貸付資金の支払管理を強化し、個人貸

<p>人贷款业务风险。</p> <p>第八条 个人贷款的期限应符合国家相关规定。用于个人消费的贷款期限不得超过五年；用于生产经营的贷款期限一般不超过五年，对于贷款用途对应的经营现金流回收周期较长的，可适当延长贷款期限，最长不超过十年。</p> <p>第九条 个人贷款利率应当遵循利率市场化原则，由借贷双方在遵守国家有关规定的前提下协商确定。</p> <p>第十条 贷款人应建立借款人合理的收入偿债比例控制机制，结合借款人收入、负债、支出、贷款用途、担保情况等因素，合理确定贷款金额和期限，控制借款人每期还款额不超过其还款能力。</p> <p>第十一条 国家金融监督管理总局及其派出机构依法对个人贷款业务实施监督管理。</p>	<p>付業務リスクを有効に防止しなければならない。</p> <p>第八条 個人貸付の期限は、国家の関連規定に合致していなければならない。個人消費のための貸付の期限は5年を超過してはならない；生産経営のための貸付の期限は一般的に5年を超過してはならず、貸付用途に対応する経営から生じるキャッシュフローの回収サイクルが比較的長くなる場合、貸付期限を適当に延長してよいが、最長でも10年を超過しないものとする。</p> <p>第九条 個人貸付利率は、金利市場化原則を遵守し、借入人・貸付人双方が国家関連規定の遵守を前提として協議のうえ確定しなければならない。</p> <p>第十条 貸付人は、借入人の合理的な収入－債務返済比率制御メカニズムを構築し、借入人の収入・負債・支出・貸付の用途・担保の状況などの要素を踏まえて、貸付金額および期限を合理的に確定し、借入人の毎期の返済額がその返済能力を超過しないようコントロールしなければならない。</p> <p>第十一条 国家金融監督管理総局およびその派出機関は、法に基づき個人貸付業務に対して監督管理を実施する。</p>
<p>第二章 受理与调查</p>	<p>第二章 受理および調査</p>
<p>第十二条 个人贷款申请应具备以下条件：</p> <p>（一）借款人为具有完全民事行为能力的中华人民共和国公民或符合国家有关规定的境外自然人；</p> <p>（二）借款用途明确合法；</p> <p>（三）贷款申请数额、期限和币种合理；</p> <p>（四）借款人具备还款意愿和还款能力；</p> <p>（五）借款人信用状况良好；</p> <p>（六）贷款人要求的其他条件。</p>	<p>第十二条 個人貸付の申請は、以下の条件を備えていなければならない：</p> <p>（一）借入人が完全な民事行為能力を有する中華人民共和国の公民あるいは国家の関連規定に合致する国外の自然人である；</p> <p>（二）借入用途が明確かつ合法的である；</p> <p>（三）貸付の申請金額・期限および通貨の種類が合理的である；</p> <p>（四）借入人に返済の意思および返済能力がある；</p> <p>（五）借入人の信用状況が良好である；</p> <p>（六）貸付人の要求するその他条件。</p>
<p>第十三条 贷款人应要求借款人以书面形式提出个人贷款申请，并要求借款人提供能够证明其符合贷款条件的相关资料。</p> <p>第十四条 贷款人受理借款人贷款申请后，应</p>	<p>第十三条 貸付人は、借入人に書面形式により個人貸付申請を提出するよう要求し、その貸付条件との合致を証明できる関連資料を提出するよう要求しなければならない。</p> <p>第十四条 貸付人は、借入人の貸付申請を受理し</p>

<p>履行尽职调查职责, 对个人贷款申请内容和相关情况的真实性、准确性、完整性进行调查核实, 形成调查评价意见。</p> <p>第十五条 贷款调查包括但不限于以下内容:</p> <p>(一) 借款人基本情况;</p> <p>(二) 借款人收入情况;</p> <p>(三) 借款用途, 用于生产经营的还应调查借款人经营情况;</p> <p>(四) 借款人还款来源、还款能力及还款方式;</p> <p>(五) 保证人担保意愿、担保能力或抵(质)押物权属、价值及变现能力。</p> <p>第十六条 贷款调查应以现场实地调查与非现场间接调查相结合的形式开展, 采取现场核实、电话查问、信息咨询以及其他数字化电子调查等途径和方法。</p> <p>对于金额不超过二十万元人民币的贷款, 贷款人通过非现场间接调查手段可有效核实相关信息真实性, 并据此对借款人作出风险评价的, 可简化或不再进行现场实地调查(不含用于个人住房用途的贷款)。</p> <p>第十七条 贷款人应建立健全贷款调查机制, 明确对各类事项调查的途径和方式方法, 确保贷款调查的真实性和有效性。</p> <p>贷款人将贷款调查中的部分特定事项委托第三方代为办理的, 不得损害借款人合法权益, 并确保相关风险可控。贷款人应明确第三方的资质条件, 建立名单制管理制度, 并定期对名单进行审查更新。</p> <p>贷款人不得将贷款调查中涉及借款人真实意思表示、收入水平、债务情况、自有资金来源及外部评估机构准入等风险控制的核心事项委托第三方完成。</p>	<p>た後、デューデリジェンス調査の職責を履行し、個人貸付申請の内容および関連状況の真実性・正確性・完全性に対して調査・確認を行い、調査評価意見を作成しなければならない。</p> <p>第十五条 貸付調査は、以下の内容を含むがこれに限らない:</p> <p>(一) 借入人の基本状況;</p> <p>(二) 借入人の収入状況;</p> <p>(三) 借入用途、生産経営に用いる場合、さらに借入人の経営の実態を調査しなければならない;</p> <p>(四) 借入人の返済原資・返済能力および返済方式;</p> <p>(五) 保証人の保証意思・保証能力あるいは抵当(質権)設定物の権利所属・価値および現金化能力。</p> <p>第十六条 貸付調査は、オンサイト実地調査およびオフサイト間接調査を合わせた形式で行い、現場確認・電話調査・情報照会およびその他のデジタル式電子調査などのルートおよび方法を採用しなければならない。</p> <p>金額が 20 万人民币を超えない貸付について、貸付人は、オフサイト間接調査の手段を通じて関連情報の真実性を有効に確認することができ、併せてこれに基づく借入人に対してリスク評価が実施可能な場合、オンサイト実地調査を簡素化あるいは不要とすることができる(個人住居用途に用いる貸付は含まない)。</p> <p>第十七条 貸付人は、貸付調査メカニズムを構築・整備し、各項目調査のルートおよび方法を明確化し、貸付調査の真実性と有効性を保証しなければならない。</p> <p>貸付人は、貸付調査の一部特定事項の代理を第三者に委託する場合、借入人の合法的な權益を損害してはならず、かつ関連するリスクのコントロールが可能であることを保証する。貸付人は、第三者の資質条件を必ず明確化しなければならず、リスト化管理制度を構築し、かつリストの審査を定期的に更新しなければならない。</p> <p>貸付人は、貸付調査における借入人の真実の意思表示・収入水準・債務状況・保有資金の出所および外部評価機関の参入などのリスクコントロールに関わる中核事項を第三者に委託して完了させてはならない。</p>
---	--

第十八条 贷款人应建立并执行贷款面谈制度。

贷款人可根据业务需要通过视频形式与借款人面谈（不含用于个人住房用途的贷款）。视频面谈应当在贷款人自有平台上进行，记录并保存影像。贷款人应当采取有效措施确定并核实借款人真实身份及所涉及信息真实性。

第三章 风险评价与审批

第十九条 贷款审查应对贷款调查内容的合法性、合理性、准确性进行全面审查，重点关注调查人的尽职情况和借款人的偿还能力、信用状况、担保情况、抵（质）押比率、风险程度等。

第二十条 贷款人应建立和完善风险评价机制，落实风险评价的责任部门和岗位。贷款风险评价应全面分析借款人的信用状况和还款能力，关注其收入与支出情况、偿债情况等，用于生产经营的还应对借款人经营情况和风险情况进行分析，采取定量和定性分析方法，全面、动态、审慎地进行贷款风险评价。对于提供担保的贷款，贷款人应当以全面评价借款人的偿债能力为前提，不得直接通过担保方式确定贷款金额和期限等要素。

贷款人应建立和完善借款人信用风险评价体系，关注借款人各类融资情况，建立健全个人客户统一授信管理体系，并根据业务发展情况和风险控制需要，适时予以调整。

第二十一条 贷款人应根据审慎性原则，完善授权管理制度，规范审批操作流程，明确贷款审批权限，实行审贷分离和授权审批，确保贷款审批按照授权独立审批贷款。

贷款人通过线上方式进行自动化审批的，应当

第十八条 貸付人は、貸付面談制度を構築かつ執行しなければならない。

貸付人は、業務ニーズに基づきウェブカメラ経由で借入人と面談することができる（個人住居用途に用いる貸付は含まない）。リモート面談は、貸付人が自ら所有するプラットフォーム上で行い、映像を記録かつ保存しなければならない。貸付人は、有効な措置を講じて借入人の真実の身分および関連情報の真実性を確定かつ確認しなければならない。

第三章 リスク評価および審査批准

第十九条 貸付審査は、貸付調査内容の合法性・合理性・正確性について全面審査を行い、調査人の職責遂行状況および借入人の返済能力・信用状況・担保状況・抵当（質権）設定比率・リスク程度などに重点的に注意を払わなければならない。

第二十条 貸付人は、リスク評価メカニズムを構築および完備し、リスク評価の責任部門および職務を定めなければならない。貸付リスク評価は、借入人の信用状況および返済能力を全面的に分析し、その収入と支出の状況や返済状況などに注意を払わなければならない。生産経営に用いる場合、さらに借入人の経営状況およびリスク状況を分析し、定量および定性的分析法を採用して、貸付リスク評価を全面的・動的・慎重に行わなければならない。担保を差し入れる貸付について、貸付人は、借入人の債務返済能力の全面評価を前提としなければならない。担保方式を通じて貸付金額および期限などの要素を直接確定してはならない。

貸付人は、借入人の信用リスク評価体系を構築および完備し、借入人の各種融資状況に注意し、個人顧客統一与信管理体系を構築・整備し、併せて業務発展状況およびリスクコントロールのニーズに基づき、適時、調整する。

第二十一条 貸付人は、慎重性原則に基づき、授權管理制度を完備し、審査批准オペレーションフローを規範化し、貸付審査批准権限を明確化し、審査と貸付の分離および授權による審査批准を実行し、審査批准が授權に基づく独立した貸付審査批准を保証しなければならない。

貸付人が、オンラインを通じて自動化審査を行う場

建立人工复审机制，作为对自动化审批的补充，并设定人工复审的触发条件。对贷后管理中发现自动化审批不能有效识别风险的，贷款人应当停止自动化审批流程。

第二十二条 贷款人通过全线上方式开展的业务，应当符合互联网贷款相关规定。

第二十三条 对未获批准的个人贷款申请，贷款人应告知借款人。

第二十四条 贷款人应根据重大经济形势变化、违约率明显上升等异常情况，对贷款审批环节进行评价分析，及时、有针对性地调整审批政策，加强相关贷款的管理。

第二十五条 贷款人为股东等关联方办理个人贷款的，应严格执行关联交易管理的相关监管规定，发放贷款条件不得优于一般借款人，并在风险评估报告中说明。

第四章 协议与发放

第二十六条 贷款人应与借款人签订书面借款合同，需担保的应同时签订担保合同或条款。贷款人应要求借款人当面签订借款合同及其他相关文件。对于金额不超过二十万元人民币的贷款，可通过电子银行渠道签订有关合同和文件（不含用于个人住房用途的贷款）。

当面签约的，贷款人应当对签约过程进行录音录像并妥善保存相关影像。

第二十七条 借款合同应符合《中华人民共和国民法典》等法律规定，明确约定各方当事人的诚信承诺和贷款资金的用途、支付对象（范围）、支付金额、支付条件、支付方式等。

合、自動化審査の補足として、人工による二次審査体系を構築、かつ人工による二次審査のトリガー条件を設定しなければならない。事後管理の際に、自動化審査でリスクを有効的に識別できないことを発見した場合、貸付人は自動化審査フローを停止しなければならない。

第二十三条 貸付人が、全面的にオンラインを通じて実施する業務について、インターネット貸付に関する規定に合致しなければならない。

第二十三条 批准を受けていない個人貸付申請について、貸付人は、借入人に告知しなければならない。

第二十四条 貸付人は、重大な経済情勢の変化・違約率の明らかな上昇などの異常な状況に基づき、貸付の審査批准部分について評価分析を行い、審査批准政策を適時かつ的確に調整し、関連貸付の管理を強化しなければならない。

第二十五条 貸付人が株主などの関係者のために個人貸付を行う場合、関連取引管理の関連監督管理規定を厳格に執行しなければならない。貸付の実行条件は一般の借入人より優れてはならず、かつリスク評価報告において説明をしなければならない。

第四章 協議および実行

第二十六条 貸付人は、借入人と書面の借入契約を締結しなければならない。担保が必要な場合、同時に担保契約あるいは条項を締結しなければならない。貸付人は、借入人にその場で借入契約およびその他の関連文書を締結するよう要求しなければならない。20 万人民币を超えない貸付の場合、ネットバンキングのチャンネルを通じて関連契約および文書を締結することができる（個人住居用途に用いる貸付は含まない）。

その場で締結する場合、貸付人は、締結過程の録音・録画を行い、関連映像を適切に保存しなければならない。

第二十七条 借入契約は、「中華人民共和国民法典」などの法律の規定に合致しており、各当事者の信義則の承諾および貸付資金の用途・支払対象（範囲）・支払金額・支払条件・支払方式などを明確に約定しなければならない。

<p>贷款人应在合同中与借款人约定，借款人不履行合同或怠于履行合同时应承担的违约责任，以及贷款人可采取的提前收回贷款、调整贷款支付方式、调整贷款利率、收取罚息、压降授信额度、停止或中止贷款发放等措施，并追究相应法律责任。</p> <p>第二十八条 贷款人应建立健全合同管理制度，有效防范个人贷款法律风险。</p> <p>借款合同采用格式条款的，应当维护借款人的合法权益，并予以公示。</p> <p>第二十九条 贷款人应依照《中华人民共和国民法典》等法律法规的相关规定，规范担保流程与操作。</p> <p>按合同约定办理抵（质）押物登记的，贷款人应当参与。贷款人委托第三方办理的，应对抵（质）押物登记情况予以核实。</p> <p>第三十条 贷款人应加强对贷款的发放管理，遵循审贷与放贷分离的原则，设立独立的放款管理部门或岗位，负责落实放款条件、发放满足约定条件的个人贷款。</p> <p>第三十一条 借款合同生效后，贷款人应按合同约定及时发放贷款。</p>	<p>貸付人は、契約書において、借入人が契約を不履行または契約の履行を怠る際に、借入人が負うべき違約責任、および貸付人が採用可能な貸付の事前回収・貸付支払方式の調整・貸付利率の調整・罰則金の徴収・与信限度額の引き下げ・貸付実行の停止あるいは中止などの措置を借入人と約定し、かつ関連する法的責任を追及しなければならない。</p> <p>第二十八条 貸付人は、契約管理制度を構築・整備し、個人貸付の法的リスクを有効に防止しなければならない。</p> <p>借入契約書に定型条項を採用する場合、借入人の合法的權益を保護し、併せて公示しなければならない。</p> <p>第二十九条 貸付人は、「中華人民共和國民法典」などの法律・法規の関連規定に従い、担保フローおよびオペレーションを規範化しなければならない。</p> <p>契約書の約定に基づき抵当（質権）設定物の登記を行う場合、貸付人は参与しなければならない。貸付人が第三者に手続きを委託する場合、抵当（質権）設定物の登記情報を確認しなければならない。</p> <p>第三十条 貸付人は、貸付の実行に対する管理を強化し、貸付審査と貸付実行分離の原則を遵守し、独立した貸付実行管理部門あるいは職務を設置し、貸付実行の条件を定め、約定の条件に合致する個人貸付を実行させる責を負う。</p> <p>第三十一条 借入契約の発効後、貸付人は契約書の約定に基づき遅滞なく貸付を実行しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第五章 支付管理</p> <p>第三十二条 贷款人应按照借款合同约定，通过贷款人受托支付或借款人自主支付的方式对贷款资金的支付进行管理与控制。贷款人应健全贷款资金支付管控体系，加强金融科技应用，有效监督贷款资金按约定用途使用。</p> <p>贷款人受托支付是指贷款人根据借款人的提款申请和支付委托，将贷款资金支付给符合合同约</p>	<p style="text-align: center;">第五章 支払管理</p> <p>第三十二条 貸付人は、借入契約の約定に基づき、貸付人受託支払あるいは借入人自主支払の方式を通じて貸付資金の支払について管理およびコントロールを行わなければならない。貸付人は、貸付資金支払管理コントロール体系を整備し、フィンテックの応用を強化し、貸付資金の約定の用途に基づく使用を有効に監督しなければならない。</p> <p>貸付人受託支払とは、貸付人が借入人の引出申請および支払委託に基づき、貸付資金を契約書で約定し</p>

<p>定用途の借款人交易对象。</p> <p>借款人自主支付是指贷款人根据借款人的提款申请将贷款资金直接发放至借款人账户,并由借款人自主支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。</p> <p>第三十三条 个人贷款资金应当采用贷款人受托支付方式向借款人交易对象支付,但本办法第三十六条规定的情形除外。</p> <p>第三十四条 采用贷款人受托支付的,贷款人应要求借款人在使用贷款时提出支付申请,并授权贷款人按合同约定方式支付贷款资金。</p> <p>贷款人应在贷款资金发放前审核借款人相关交易资料和凭证是否符合合同约定条件,支付后做好有关细节的认定记录。</p> <p>对于贷款资金使用记录良好的借款人,在合同约定的生产经营贷款用途范围内,出现合理的紧急用款需求,贷款人经评估认为风险可控的,可适当简化借款人需提供的受托支付事前证明材料和流程,于放款完成后及时完成事后审核。</p> <p>第三十五条 贷款人受托支付完成后,应详细记录资金流向,归集保存相关凭证。</p> <p>第三十六条 有下列情形之一的个人贷款,经贷款人同意可以采取借款人自主支付方式:</p> <p>(一) 借款人无法事先确定具体交易对象且单次提款金额不超过三十万元人民币的;</p> <p>(二) 借款人交易对象不具备条件有效使用非现金结算方式的;</p> <p>(三) 贷款资金用于生产经营且单次提款金额不超过五十万元人民币的;</p> <p>(四) 法律法规规定的其他情形的。</p> <p>第三十七条 采用借款人自主支付的,贷款人</p>	<p>た用途に合致する借入人の取引対象に支払うことを指す。</p> <p>借入人自主支払とは、貸付人が借入人の引出申請に基づき貸付資金を借入人の口座に直接交付し、借入人が契約書で約定した用途に合致する借入人の取引対象に自主的に支払うことを指す。</p> <p>第三十三条 個人貸付資金は、貸付人受託支払方式を採り、借入人の取引対象に支払わなければならないが、本弁法第三十六条の規定する状況を除く。</p> <p>第三十四条 貸付人受託支払を採る場合、貸付人は、貸付使用時に支払申請を提供し、契約書の約定の方式に基づく貸付資金の支払を貸付人に授權するよう借入人に要求しなければならない。</p> <p>貸付人は、貸付資金の交付前に借入人の関連取引資料およびエビデンスが契約書の約定条件に合致するか否かを審査し、支払後に関連する細部の認定記録を適切に行わなければならない。</p> <p>貸付資金の使用記録が良好な借入人について、契約書の約定する生産経営の貸付用途範囲内で、合理的な緊急使用ニーズが生じた場合、貸付人は評価を経て、リスクコントロールが可能であることを判断した上で、借入人の提出する受託支払事前証明資料およびフローを簡素化し、貸付実行後、速やかに事後審査を完了させることができる。</p> <p>第三十五条 貸付人受託支払の完了後、資金の流動方向を詳細に記録し、関連エビデンスを集約・保存しなければならない。</p> <p>第三十六条 以下のいずれかの状況がある個人貸付は、貸付人の同意を受けて借入人自主支払方式を採ることができる:</p> <p>(一) 借入人が具体的な取引対象を事前に確定することができず、かつ一回当たりの引出し金額が30万人民币を超過しない;</p> <p>(二) 借入人の取引対象が非現金決済方式を有効に使用する条件を備えていない;</p> <p>(三) 貸付資金を生産経営に使用、かつ一回当たりの引出し金額が50万人民币を超過しない;</p> <p>(四) 法律・法規の規定するその他状況。</p> <p>第三十七条 借入人自主支払を採る場合、貸付人</p>
--	---

应与借款人在借款合同中事先约定，要求借款人定期报告或告知贷款人贷款资金支付情况。

贷款人应当通过账户分析、凭证查验或现场调查等方式，核查贷款支付是否符合约定用途，以及是否存在以化整为零方式规避受托支付的情形。

第三十八条 贷款支付过程中，借款人信用状况下降、贷款资金使用出现异常或违反合同约定以化整为零方式规避受托支付的，贷款人应与借款人协商补充贷款发放和支付条件，或根据合同约定变更贷款支付方式、停止或中止贷款资金的发放和支付。

第六章 贷后管理

第三十九条 个人贷款支付后，贷款人应采取有效方式对贷款资金使用、借款人的信用及担保情况变化等进行跟踪检查和监控分析，确保贷款资产安全。

贷款人应加强对借款人资金挪用行为的监控，发现借款人挪用贷款资金的，应按照合同约定采取要求借款人整改、提前归还贷款或下调贷款风险分类等相应措施进行管控。

第四十条 贷款人应区分个人贷款的品种、对象、金额等，确定贷款检查的相应方式、内容和频度。对于简化或不再进行现场实地调查的业务，应当按照适当比例实施贷后实地检查。贷款人内部审计等部门应对贷款检查职能部门的工作质量进行抽查和评价。

第四十一条 贷款人应定期跟踪分析评估借款人履行借款合同约定内容的情况，并作为与借款

は、借入契約書において、借入人による貸付資金支払状況の貸付人に対する定期報告あるいは貸付資金の支払状況の告知要求を借入人と事前に約定しなければならない。

貸付人は、口座分析・エビデンス検査・オンサイト調査などの方式を通じて、貸付の支払が約定の用途に合致するか否か、および細分化方式により受託支払を回避する状況が存在していないかを検査しなければならない。

第三十八条 貸付の支払過程において、借入人の信用状況の悪化・貸付資金の使用における異常の発生あるいは契約書の約定に違反する細分化方式による受託支払の回避がある場合、貸付人は、借入人と協議のうえ貸付の実行および支払条件を追加する、あるいは契約書の約定に基づき貸付支払方式の変更、貸付資金の交付および支払を停止あるいは中止をしなければならない。

第六章 事後管理

第三十九条 個人貸付の支払後、貸付人は、有効な方式を講じて貸付資金の使用・借入人の信用および担保状況の変化などに対して追跡検査および監督コントロール・分析を行い、貸付資産の安全性を保証しなければならない。

貸付人は、借入人の資金流用行為に対する監督コントロールを強化しなければならない。借入人の貸付資金流用が発覚した場合、契約書の約定に基づき借入人に是正・貸付の早期返済の要求や貸付リスク分類の引き下げなどの相応の措置を講じて監督コントロールしなければならない。

第四十条 貸付人は、個人貸付の種類・対象・金額などで区分して、貸付検査の相応する方式・内容および頻度を確定しなければならない。オンサイト実地調査業務を簡素化あるいは不要とする場合、適当な比率に基づき事後実地検査を行わなければならない。貸付人の内部監査などの部門は、貸付検査の職務部門の業務クオリティに対して抽出検査および評価を行わなければならない。

第四十一条 貸付人は、借入人の借入契約の約定内容の履行状況を定期的に追跡・分析・評価し、併せ

人后续合作的信用评价基础。

第四十二条 贷款人应当按照法律法规规定和借款合同的约定,对借款人未按合同承诺提供真实、完整信息和未按合同约定用途使用、支付贷款等行为追究违约责任。

第四十三条 借款人申请贷款展期的,贷款人应审慎评估展期原因和后续还款安排的可行性。同意展期的,应根据还款来源等情况,合理确定展期期限,并加强对贷款的后续管理,按照实质风险状况进行风险分类。

期限一年以内的贷款展期期限累计不得超过原贷款期限;期限超过一年的贷款展期期限累计不得超过原贷款期限的一半。

第四十四条 贷款人应按照借款合同约定,收回贷款本息。

对于未按照借款合同约定偿还的贷款,贷款人应采取清收、协议重组、债权转让或核销等措施进行处置。

第七章 法律责任

第四十五条 贷款人违反本办法规定办理个人贷款业务的,国家金融监督管理总局及其派出机构应当责令其限期改正。贷款人有下列情形之一的,国家金融监督管理总局及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》采取相关监管措施:

- (一) 贷款调查、审查、贷后管理未尽职责;
- (二) 未按规定建立、执行贷款面谈、借款合同面签制度的;
- (三) 借款合同采用格式条款未公示的;

て借入人との今後の協業のための信用評価の基礎としなければならない。

第四十二条 貸付人は、法律・法規の規定および借入契約の約定に基づき、借入人が契約書の承諾に基づき真実・完全な情報を提出していない、および契約書で約定した用途に基づき貸付を使用していない・貸付を支払っていないなどの行為について違約の責任を追究しなければならない。

第四十三条 借入人が貸付の期限延長を申請した場合、貸付人は、期限延長の原因および以降の返済計画の実現可能性を慎重に評価しなければならない。期限延長に同意する場合、返済原資などの状況に基づき、延長期限を合理的に確定し、併せて貸付に対する後続管理を強化し、実質的なリスク状況に基づきリスク分類を行わなければならない。

期限が一年以内の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限を超過してはならない;期限が一年超の貸付の延長累計期限は、元の貸付期限の半分を超過してはならない。

第四十四条 貸付人は、借入契約の約定に基づき、貸付の元本・利息を回収しなければならない。

借入契約の約定に基づき返済されていない貸付について、貸付人は、全額回収・協議再編・債権譲渡あるいは貸倒償却などの措置を講じて処理しなければならない。

第七章 法的責任

第四十五条 貸付人が本弁法の規定に違反して個人貸付業務を行った場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、当該貸付人に期限までに是正するよう命じなければならない。貸付人に以下の状況のいずれかがある場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、「中華人民共和國銀行業監督管理法」に基づき関連監督管理措置を講じることができる:

- (一) 貸付調査・審査・事後管理の職責を果たしていない;
- (二) 規定に基づき貸付の面談・借入契約の締結制度を構築・執行していない;
- (三) 借入契約で採用した定型条項が公示されていない;

<p>(四) 违反本办法第三十条规定的； (五) 支付管理不符合本办法要求的。</p> <p>第四十六条 贷款人有下列情形之一的，国家金融监督管理总局及其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》对其采取相关监管措施或进行处罚：</p> <p>(一) 发放不符合条件的个人贷款的； (二) 签订的借款合同不符合本办法规定的；</p> <p>(三) 违反本办法第七条规定的； (四) 将贷款调查的风险控制核心事项委托第三方完成的； (五) 超越或变相超越贷款权限审批贷款的；</p> <p>(六) 授意借款人虚构情节获得贷款的；</p> <p>(七) 对借款人严重违约行为未采取有效措施的； (八) 严重违反本办法规定的审慎经营规则的其他情形的。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附则</p> <p>第四十七条 国家金融监督管理总局及其派出机构可以根据贷款人的经营管理情况、风险水平和个人贷款业务开展情况等，对贷款人个人贷款管理提出相关审慎监管要求。</p> <p>第四十八条 国家开发银行、政策性银行以及经国家金融监督管理总局批准设立的非银行金融机构发放的个人贷款，可参照本办法执行。</p> <p>第四十九条 国家金融监督管理总局对互联网、个人住房、个人助学、个人汽车等其他特殊类贷款另有规定的，从其规定。</p> <p>银行业金融机构发放给农户用于生产性贷款等国家有专门政策规定的特殊类个人贷款，暂不执行本办法。</p>	<p>(四) 本弁法第三十条の規定に違反した； (五) 支払管理が本弁法の要求に合致していない。</p> <p>第四十六条 貸付人に以下の状況のいずれかがある場合、国家金融監督管理総局およびその派出機関は、「中華人民共和國銀行業監督管理法」に基づき当該貸付人に対して関連監督管理措置を講じる、あるいは処罰することができる：</p> <p>(一) 条件に合致しない個人貸付を実行した； (二) 締結した借入契約が本弁法の規定に合致していない； (三) 本弁法第七条の規定に違反した； (四) 貸付調査のリスクコントロールの中核事項を第三者に委託して完了させた； (五) 貸付権限を超越・形を変えて超越して貸付の審査批准を行った； (六) 借入人に状況を捏造して貸付を受けるようそそのかした； (七) 借入人の重大な違約行為に対して有効な措置を講じなかった； (八) 本弁法の規定する慎重経営規則に重大に違反するその他の状況。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附則</p> <p>第四十七条 国家金融監督管理総局およびその派出機関は、貸付人の経営管理状況・リスクレベルおよび個人貸付業務の実施状況などに基づき、貸付人の個人貸付管理について関連慎重監督管理要求を提示することができる。</p> <p>第四十八条 国家開発銀行、政策性銀行および国家金融監督管理総局の批准を受けて設立した非銀行金融機関が実行する個人貸付は、本弁法を参照して執行することができる。</p> <p>第四十九条 国家金融監督管理総局がインターネット・個人住宅・個人の勉学援助・個人の自動車ローンなどのその他の特殊類貸付について別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>銀行業金融機関が農家に対して実行する生産用途性貸付などに国家の特別政策規定がある特殊類個人貸付は、暫時、本弁法を執行しない。</p>
---	---

<p>信用卡透支不适用本办法。</p> <p>第五十条 贷款人应依照本办法制定个人贷款业务管理细则及操作规程。</p> <p>第五十一条 本办法由国家金融监督管理总局负责解释。</p> <p>第五十二条 本办法自2024年7月1日起施行,《个人贷款管理暂行办法》(中国银行业监督管理委员会令2010年第2号)同时废止。</p>	<p>クレジットカードの貸越には本弁法を適用しない。</p> <p>第五十条 貸付人は、本弁法に従い個人貸付管理細則およびオペレーション規程を制定しなければならない。</p> <p>第五十一条 本弁法は、国家金融監督管理総局が解釈の責を負う。</p> <p>第五十二条 本弁法は、2024年7月1日より施行し、「個人貸付管理暫定弁法」(中国銀行業監督管理委員会令2010年第2号)は、同時に廃止する。</p>
---	--